

中京大学学則（案）

1956年4月1日中京大学学則として制定

1969年4月1日中京大学通則として制定

2006年4月1日中京大学学則として制定

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正	2008年4月1日	2009年4月1日
	2010年4月1日	2011年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2014年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2017年4月1日
	2018年4月1日	2018年10月24日
	2019年4月1日	2020年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2022年7月20日	2023年4月1日
	2024年4月1日	

第1編 総則

第1章 建学の目的

（建学の目的）

第1条 中京大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に則り、真理を探究し学理を極めた次代を担う人材を育成し、国家及び社会の形成者として有為なる人材を養成し、もって文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 大学の組織

（大学の組織）

第2条 建学の目的を達成するために、本学に学部・学科及び大学院を置く。

2 学部及び大学院の学則は、第2編以下に定める。

（教育院）

第2条の2 前条第1項に規定するもののほか、次の教育院を置く。

（1）教養教育研究院

2 前項に規定する教育院の学則は、第2編に定める。

3 前項に規定するもののほか、教育院の運営に関することは、別に定める。

（教育機構）

第2条の3 第2条第1項及び第2条の2第1項に規定するもののほか、次の教育機構を置く。

（1）法務総合教育研究機構

2 前項に規定する教育機構に関することは、別に定める。

第3章 職員組織

（学長、副学長、学部長、副学部長、研究科長、副研究科長、教育院長、副教育院長及び教育機構長）

第3条 本学に学長・副学長を置き、学部学部長・副学部長、大学院に研究科長・副研究科長、教育院に教育院長・副教育院長及び教育機構に教育機構長を置く。

- 2 本学に必要な応じて学長補佐を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 副学部長は、学部長の職務を助ける。
- 7 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 8 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 9 教育院長は、教育院に関する校務をつかさどる。
- 10 副教育院長は、教育院長の職務を助ける。
- 11 教育機構長は、教育機構に関する校務をつかさどる。
- 12 副学長及び学長補佐に関する事項は、別に定める。

(学長、学部長、副学部長、研究科長、副研究科長、教育院長、副教育院長及び教育機構長の選任)

第4条 学長、学部長、副学部長、研究科長、副研究科長、教育院長、副教育院長及び教育機構長の選任に関することは、別に定める。

(大学教員)

第5条 本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

- 2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 7 本学に客員教授を置くことができる。客員教授に関することは、別に定める。

(行政職員)

第6条 本学に行政職員を置く。行政職員は、本学の行政を担う。

(就業及び任用等)

第7条 大学教員及び行政職員の就業並びに任用等に関することは、別に定める。

第8条から第11条まで 削除

第4章 教学審議会

(教学審議会の設置)

第12条 本学の教育研究上の重要事項を審議するため、教学審議会を置く。

(教学審議会の構成)

第13条 教学審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教育院長

(5) 各学部、教養教育研究院及び法務総合教育研究機構から選出された専任の教職員 各 1 人

(6) 学事局長

2 前項第 5 号に規定する審議員に欠員が生じたときは、その都度補充しなければならない。

(教学審議会の招集)

第14条 教学審議会は、学長が招集し、その議長となる。

(教学審議会の審議事項)

第15条 次に掲げる事項は、教学審議会の審議を経なければならない。

(1) 学則その他の重要な規程の制定改廃に関する事項

(2) 学部及び学科並びに大学院研究科及び専攻並びに教育院並びに教育機構の設置又は改廃に関する事項

(3) 収容定員に関する事項

(4) 学部、大学院研究科、教育院及び教育機構その他部局の連絡調整に関する事項

(5) その他本学の校務に関し学長が必要と認めた事項

(教学審議会の運営)

第16条 教学審議会の運営に関することは、別に定める。

第 5 章 災害時協議会

(災害時協議会)

第16条の 2 大規模な災害の発生により教学審議会、学部教授会、研究科委員会、教育院教授会又は教育機構会議を開催することができないときは、災害時協議会を設置する。

(災害時協議会の運営)

第16条の 3 災害時協議会の設置、構成、運営等に関することは、別に定める。

第 6 章 学年、学期、休業日

(学年)

第17条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第18条 学期は、次の 2 学期とする。

(1) 春学期は、4 月 1 日から 9 月 20 日までとする。

(2) 秋学期は、9 月 21 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 学長は、前項に定める期間にかかわらず、授業日数確保のため春学期終了日及び秋学期開始日を教学審議会の審議を経て変更することができる。

(休業日)

第19条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 梅村学園創立記念日（5 月 17 日）

(4) 中京大学創立記念日（5 月 18 日）

(5) 創立者祭（10 月 30 日）

(6) 春季休業日（秋学期定期試験最終日の翌日から翌年度春学期授業開始日の前日まで）

(7) 夏季休業日（春学期定期試験最終日の翌日から秋学期授業開始日の前日まで）

(8) 冬季休業日（秋学期年内授業最終日の翌日から翌年授業再開日の前日まで）

2 前項第6号及び第7号に規定する定期試験とは、中京大学試験規程第6条に規定する定期試験をいう。

3 臨時の休業日は、その都度定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第8号までの休業日において、必要に応じて授業を行うことがある。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生)

第20条 外国人留学生（以下「留学生」という。）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格「留学」に該当する者とする。

2 前項に規定する者のうち、本学の入学試験に出願し、選考のうえ入学を許可された者を正規留学生といい、本学と外国の大学又は国際的な大学連合組織との協定に基づき受入れを許可された者を協定留学生という。

3 前項に規定する正規留学生については、特別の規定がない限り、この学則の規定を準用する。

4 第2項に規定する協定留学生については、別に定める。

第8章 学費等

(学費等)

第21条 学費等の種類及び額については、別表1から別表7のとおりとする。また、必要に応じ、授業科目を受講する者から実験実習費を徴収することがある。その額に関することは、別に定める。

2 各種入学検定料及び各種手数料は、別表8のとおりとする。

3 学費等は、所定の期日までに納付しなければならない。納付に関することは、別に定める。

(学費等の返還)

第22条 既納の学費等は別に定める場合を除き、これを返還しない。

(学費の減免)

第23条 学生、又は当該学生の学資を主として負担している者が、風水害などの災害等やむを得ない事由により学費の納付が困難となったとき、その学期の学費の全額又は一部を免除することができる。

2 経済的理由により学費の納付が困難な者及び学術優秀と認められた者については、学費の全額又は一部を免除することができる。

(学費の徴収猶予)

第24条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学費の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により学費の納付が困難で、かつ学業優秀と認められるとき

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者がやむを得ない事由により学費の納付が困難となったとき

(3) 行方不明になったとき

(4) その他やむを得ない事情があると認められたとき

2 学費の徴収猶予に関することは、別に定める。

(学費徴収の特例)

第25条 転学、退学又は除籍の者であってもその学期の学費は、これを徴収する。

2 停学の者であっても、その停学にかかる学期の学費は、これを徴収する。

第9章 奨学制度

(奨学制度)

第26条 本学に奨学制度を設ける。奨学制度に関することは、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第27条 他の模範となる学生は、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第28条 本学の規定に反し、学生としての本分に反する行為があった場合は、当該学生が所属する学部教授会、研究科委員会又は研究科教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する事項は、別に定める。

5 試験の際の不正行為に関する事項は、別に定める。

第11章 図書館・博物館

(図書館)

第29条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関することは、別に定める。

(博物館)

第29条の2 本学に、博物館を置く。

2 博物館に関することは、別に定める。

第12章 研究機関

(研究機関)

第30条 本学に、先端共同研究機構を置く。

2 本学に、次に掲げる附置研究所を置く。

- (1) 社会科学研究所
- (2) 文化科学研究所
- (3) 企業研究所
- (4) 体育研究所
- (5) 経済研究所
- (6) 人工知能高等研究所
- (7) 法務研究所

3 前2項に規定する先端共同研究機構及び附置研究所に関することは、別に定める。

第13章 附属機関

第31条 削除

(臨床心理相談室)

第32条 本学に、臨床心理相談室を置く。

2 臨床心理相談室に関することは、別に定める。

(その他の附属機関)

第33条 本学に、次の附属機関を置く。

- (1) グローバル教育センター
- (2) 情報センター

2 前項に規定する附属機関に関することは、別に定める。

第14章 保健及び厚生施設

(保健室等)

第34条 本学に、職員及び学生の保健、衛生を管理するために保健室等を置く。

(厚生施設)

第35条 本学に、職員及び学生のために厚生施設を置く。

第15章 内部質保証、情報の公開並びに研修及び研究

(内部質保証)

第36条 本学は、教育及び研究の向上を通じて、その質を保証するための組織的な活動として内部質保証に関する取組を実施するものとする。

2 前項に規定する目的を達成するため自己点検及び評価を行う。

3 内部質保証に関することは、別に定める。

(情報の公開)

第37条 本学は、教育及び研究活動等の状況について、積極的に情報の公開を行う。

(研修及び研究)

第38条 本学は、授業の内容及び方法並びに研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第16章 改廃手続

(改廃手続)

第39条 この学則の改廃は、教学審議会の審議を経て、学長が行う。

第2編 学部及び教育院学則

第1章 学部及び教育院の目的

(学部及び教育院の目的)

第40条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって知的及び応用的能力をもった有為なる人材を育成し、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 学部・学科の組織

(学部・学科)

第41条 本学に次の学部・学科を置く。

- (1) 文学部に日本文学科、言語表現学科及び歴史文化学科
- (2) 国際英語学部国際英語学科
- (3) 国際教養学部国際教養学科
- (4) 国際学部国際学科及び言語文化学科
- (5) 心理学部に心理学科
- (6) 現代社会学部に現代社会学科
- (7) 法学部に法律学科

- (8) 総合政策学部 to 総合政策学科
- (9) 経済学部 to 経済学科
- (10) 経営学部 to 経営学科
- (11) 工学部 to 機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科及びメディア工学科
- (12) スポーツ科学部にスポーツ教育学科、競技スポーツ科学科、スポーツ健康科学科、トレーナー学科及びスポーツマネジメント学科

(人材養成の目的)

第42条 各学部・学科の人材養成の目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(学部・学科の授業担当者)

第43条 各学部・学科の授業は、専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要に応じて、兼担又は兼任の大学教員が授業を担当することができる。

(学部の運営)

第44条 各学部・学科の運営に関することは、別に定める。

第3章 教授会

(教授会)

第45条 本学に次の教授会を置く。

- (1) 学部に学部教授会
- (2) 教育院に教育院教授会

(教授会の構成)

第46条 教授会は、学部長、教育院長等の学部又は教育院における役職者及びその学部又は教育院の専任の教授をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会は、その学部又は教育院の専任の准教授その他の大学教員職を構成員として加えることができる。

(教授会の招集)

第47条 教授会は、学部長又は教育院長が招集し、その議長となる。

(学部教授会の審議事項)

第48条 学部教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教職に関する科目のうち学部が担当する科目については、各学部教授会において審議する。

(教育院教授会の審議事項)

第48条の2 教育院教授会は、教育研究に関する重要な事項で、教育院教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて審議し、学長に意見を述べるものとする。

2 教育院教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教育院長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び教育院長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 全学共通科目及び教職に関する科目のうち教養教育研究院が担当する科目については、教育院教授会において審議する。

(教授会の運営)

第49条 教授会の運営に関することは、各学部教授会又は教育院教授会で定める。

第4章 教育課程

(教育課程)

第50条 本学各学部の教育課程は、別表9のとおりとする。

(授業の方法)

第51条 本学各学部の授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 教授会は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 教授会は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第2項の規定により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(修業年限等)

第52条 学部の標準修業年限は、4年とする。ただし8年を超えて在学することはできない。

第5章 授業科目と単位数

(授業科目)

第53条 本学の授業科目として、全学共通科目及び学部固有科目を開設する。

2 前項に規定する全学共通科目に関することは、教養教育研究院が所管する。

3 第1項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表9のとおりとする。

(授業科目の区分)

第54条 授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目に区分する。

2 前項に規定する区分に選択必修科目を追加することができる。

(各授業科目の授業期間)

第55条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認める授業科目は、この限りではない。

(教育職員免許状取得に関する科目)

第56条 教育職員免許状を取得しようとする者のために、教育職員免許状取得に関する科目を置く。

2 教育職員免許状授与の所定の資格を取得させるための課程を置く学部・学科及び認定を受けている免許状の種類は、別表10のとおりとする。

(司書及び司書教諭に関する科目)

第57条 司書及び司書教諭の資格を得ようとする者のために、司書及び司書教諭に関する科目を置く。

(社会教育主事に関する科目)

第58条 社会教育主事の任用資格を得ようとする者のために、社会教育主事に関する科目を置く。

(学芸員に関する科目)

第59条 学芸員の資格を得ようとする者のために、学芸員に関する科目を置く。

(社会福祉士に関する科目)

第60条 社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者のために、現代社会学部に社会福祉士に関する科目を置く。

(その他各種資格取得に必要な科目)

第61条 第56条から第60条までに規定する資格以外の各種資格の取得に必要な科目は、各学部で定める。

(外国人留学生用日本語科目等)

第62条 留学生のために、外国人留学生用日本語科目等を置く。

2 外国人留学生用日本語科目等の名称及び単位数は、別表9のとおりとする。

(単位)

第63条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げる基準により、算出するものとする。

(1) 講義及び演習科目については、15時間から30時間までの範囲で、別表11に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技科目については、30時間から45時間までの範囲で、別表11に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、各学部において卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修制限単位数)

第64条 学生が学期ごとに履修できる単位数は、別表9の付表のとおりとする。

(他の大学又は短期大学等における授業科目の修得単位)

第65条 本学が教育上有益と認める場合は、学生の入学前及び入学後にかかわらず次の各号に定めるものを合わせて60単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を超えない範囲で、当該学生が在籍する学部教授会の審議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、編入学及び転入学の場合は、この限りではない。

(1) 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

(2) 短期大学又は、高等専門学校の特攻科における学修その他大学設置基準第29条による文部科学大臣の定める学修により修得した単位

2 前項の規定は、学生が第91条第1項の規定による許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

3 入学前の既修得単位の取扱いに関することは、別に定める。

(卒業所要単位数)

第66条 本学の各学部・学科の卒業に必要な最低単位数は、別表12のとおりとする。

第6章 科目履修

(授業科目の履修)

第67条 授業科目の履修に関することは、別に定める。

（教育職員免許状取得に関する科目の履修）

第68条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めるところに従い、別表9に定める教科及び教職に関する科目を履修しなければならない。

2 心理学部において特別支援学校教諭の資格を得ようとする者は、前項の規定に従い、所定の特別支援教育に関する科目を履修しなければならない。

3 前2項に規定する科目の履修に関することは、別に定める。

（司書となる資格に関する科目の履修）

第69条 司書となる資格を得ようとする者は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の定めるところに従い、別表13に定める授業科目を履修しなければならない。

2 前項に規定する科目の履修に関することは、文学部が定める。

（司書教諭となる資格に関する科目の履修）

第70条 司書教諭となる資格を得ようとする者は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）の定めるところに従い、別表14に定める授業科目を履修しなければならない。

2 前項に規定する科目の履修に関することは、文学部が定める。

（社会教育主事任用資格に関する科目の履修）

第71条 社会教育主事の任用資格を得ようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程の定めるところに従い、別表15に定める授業科目を履修しなければならない。

2 前項に規定する科目の履修に関することは、現代社会学部が定める。

（学芸員となる資格に関する科目の履修）

第72条 学芸員となる資格を得ようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従い、別表16に定める授業科目を履修しなければならない。

2 前項に規定する科目の履修に関することは、文学部・現代社会学部が定める。

（社会福祉士となる資格に関する科目の履修）

第73条 社会福祉士となる資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年省令第49号）の定めるところに従い、別表17に定める授業科目を履修しなければならない。

2 前項に規定する科目の履修に関することは、現代社会学部が定める。

（その他各種資格に関する科目の履修）

第74条 各学部において取得できる各種資格を得ようとする者は、所定の授業科目を履修しなければならない。

（他学部の授業科目の履修）

第75条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第7章 試験及び成績評価と単位授与

（試験）

第76条 履修した授業科目については、試験を行い、学業成績を考査する。ただし、試験を行わない授業科目については、その授業科目の学修の成果をもって成績を判定する。

2 試験に関することは、別に定める。

(成績の評語)

第77条 成績の評語は、S、A、B、C、及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず第65条の規定により本学において修得した単位としてみなす履修成績の評価及び各学部教授会の定める科目の評価については、その評語をNとし、合格とする。

3 前2項に規定する成績の評語以外に、中京大学試験規程により実施される試験を欠席した場合又は科目の授業の欠席過多の場合の評価については、その評語をFとし、不合格とする。

(成績評価の基準)

第78条 成績評価基準は、100点を満点として、90点以上をS、90点未満80点以上をA、80点未満70点以上をB、70点未満60点以上をCとし、60点未満をDとする。

(単位授与)

第79条 第77条の規定により合格した者には、その授業科目に所定の単位を与える。

第8章 入学、休学、復学及び退学等

(入学期)

第80条 学部の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第81条 学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願)

第82条 前条の規定により本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に所定の入学検定料及び

別に指定する書類を添えて提出しなければならない。入学検定料に関することは、別に定める。

(入学選考)

第83条 前条に規定する入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第84条 前条に規定する選考の結果により、合格の通知を受けた者で入学を希望する者は、指定された期日までに、所定の入学金及びその他の納付金を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する入学時納付金及び提出すべき書類に関することは、別に定める。

(入学許可)

第85条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(編入学又は転入学)

第86条 学長は、本学への編入学又は転入学を志願する者がある場合は、選考のうえ、学年の始めにおいて、相当学年に入学を許可することがある。

2 前項の規定により本学に編入学又は転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者（編入学）

(2) 短期大学を卒業した者（編入学）

(3) 高等専門学校を卒業した者（編入学）

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（編入学）

(5) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めた者（編入学）

(6) 大学に1年以上在学した者（転入学）

(7) 外国において学校教育における13年以上の課程を修了した者（転入学）

3 前項の規定により本学に入学を志願する者の入学出願については第82条の規定を準用する。

4 前項の規定により本学に入学を許可された者で入学を希望する者の入学手続については第84条の規定を準用する。

5 前項の規定により入学した者の、他の大学若しくは短期大学、高等専門学校又は専修学校における在籍年数及び修得単位の一部又は全部を、本学における在籍年数及び修得単位として認めることができる。

6 編入学及び転入学に関することは、別に定める。

(再入学)

第87条 学長は、第92条の規定により本学を退学又は第93条第1項第4号の規定により本学を除籍となった者が、学費等を納付した最終学期末日の翌日から起算して3年以内に、在籍した学部・学科及び相当学年への再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の審議を経て、再入学を許可することができる。ただし、在籍した学部・学科が廃止又は学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学を審議する学部教授会を学長が指定する。なお、再入学の時期は、学期の始めとする。

2 再入学を志願する者は、再入学願書に所定の再入学選考料及び別に指定する書類を添えて提

出しなければならない。再入学選考料に関することは、別に定める。

- 3 再入学を許可された者の納付金については、別に定める。
- 4 再入学を許可された者の在学年限は、第52条ただし書きの規定による。
- 5 再入学を許可された者の在籍中の修得単位は、原則としてこれを認める。
- 6 再入学に関することは、別に定める。

(学部・学科変更)

第88条 学長は、本学の学生で、他学部、又は同一学部の他の学科へ学部・学科変更を志願する者がある場合は、選考のうえ学年の始めにおいて、相当学年へ変更を許可する。

- 2 学部・学科変更に関することは、別に定める。

(休学)

第89条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、長期にわたり修学を中止しようとする場合は、所定の願書を提出し、学長の許可により休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長が期間を定めて休学を命ずることができる。
- 3 1回の休学期間は半年間とし、開始時期は学期の始めとする。ただし、入学後最初の学期は、休学することができない。
- 4 削除
- 5 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第52条ただし書きの規定による在学年数に算入しない。
- 7 休学期間中の学費に関することは、別に定める。
- 8 休学に関することは、別に定める。

(復学)

第90条 休学を許可された者は、休学期間終了後、学期の始めにおいて復学する。

- 2 前条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学する場合には、所定の願書に医師の診断書を添え、学長の許可を受けなければならない。
- 3 復学に関することは、別に定める。

(留学)

第91条 学生が外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする場合は、学長は、学部教授会の推薦により、グローバル教育センター委員会の審議を経て、留学を許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育課程に基づく必修の留学については、学長は、学部教授会の審議を経て、留学を許可することができる。
- 3 留学期間は1年を限度とし、第52条の規定による修業年限等に算入することができる。
- 4 留学期間中に外国の大学において修得した単位については、第65条の規定を準用する。
- 5 留学期間中の学費等については、全額納付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、留学に関することは、別に定める。

(退学)

第92条 第28条第2項の規定による退学以外に、学生が疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合は、所定の願書を提出し、学長の許可により退学することができる。

- 2 退学に関することは、別に定める。

(除籍)

第93条 学長は、次のいずれかに該当する者については、これを除籍することができる。

- (1) 第52条ただし書きの規定に反して、8年を超えて在学しようとしている者
- (2) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 死亡又は行方不明になった者
- (4) 第21条第3項の規定に反し学費等の納付の義務を怠った者
- (5) 削除

2 除籍に関することは、別に定める。

(転学)

第94条 学生が他の大学に転学しようとする場合は、所定の願書を提出し、学長の許可により転学することができる。

2 転学に関することは、別に定める。

第9章 収容定員

(収容定員)

第95条 本学の収容定員は、次の表のとおりとする。

(数字は人数を表す。)

学部	学科	入学定員	収容定員
文学部	日本文学科	68	272
	言語表現学科	72	288
	歴史文化学科	70	280
	小計	210	840
国際英語学部	国際英語学科	募集停止	—
国際教養学部	国際教養学科	募集停止	—
国際学部	国際学科	150	600
	言語文化学科	140	560
	小計	290	1,160
心理学部	心理学科	175	700
現代社会学部	現代社会学科	265	1,060
法学部	法律学科	320	1,280
総合政策学部	総合政策学科	220	880
経済学部	経済学科	320	1,280
経営学部	経営学科	325	1,300
工学部	機械システム工学科	86	344
	電気電子工学科	86	344
	情報工学科	86	344
	メディア工学科	62	248
	小計	320	1,280
	スポーツ教育学科	160	640
	競技スポーツ科学科	310	1,240

スポーツ科学部	スポーツ健康科学科	110	440
	トレーナー学科	80	320
	スポーツマネジメント学科	80	320
	小計	740	2,960
計		3,185	12,740

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生

(科目等履修生)

第96条 本学学生以外の者で、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の修業を妨げない限りにおいて、学長は、関係学部教授会の審議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 特別の規定がない限り、本条を除きこの学則の規定は、科目等履修生にも準用する。ただし、第99条の規定は準用しない。

3 削除

4 科目等履修生に関することは、別に定める。

(特別聴講学生)

第97条 本学において本学と他大学（外国の大学を含む。）との協定に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、その学生を特別聴講学生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 特別聴講学生に関することは、別に定める。

(研究生)

第98条 各学部及び教養教育研究院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、設備の許す限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関することは、別に定める。

第11章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第99条 本学に所定の期間在学し、第66条に規定する卒業所要単位を修得して、各学部・学科の定める卒業所要資格を得た者に対し、学長は、当該学部教授会の審議を経て卒業を認定する。

(早期卒業の認定)

第99条の2 本学の学生で当該学部に3年以上在学した者が、第66条に規定する卒業所要単位を修得し、学業優秀と認められる場合には、第52条の規定にかかわらず、学長は、当該学部教授会の審議を経て、当該学生の卒業を認定することができる。

2 早期卒業に関することは、別に定める。

(学位授与)

第100条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に、中京大学学位規程（以下「本学学位規程」という。）の定めるところにより学士の学位を授与する。

2 授与する学位の種類、その他学位に関することは、本学学位規程に定める。

第3編 大学院学則

第1章 大学院の目的

(大学院の目的)

第101条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、もって高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力をもった人材を育成し、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 課程の組織

(課程)

第102条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 前項に規定する博士前期課程は修士課程として取り扱う。

(課程の目的)

第103条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科・専攻)

第104条 本学大学院に次の研究科・専攻を置く。

- (1) 文学研究科に日本文学・日本語文化専攻博士課程及び歴史文化専攻修士課程
- (2) 国際英語学研究科に国際英語学専攻修士課程及び英米文化学専攻修士課程
- (3) 心理学研究科に実験・応用心理学専攻博士課程及び臨床・発達心理学専攻博士課程
- (4) 社会学研究科に社会学専攻博士課程
- (5) 法学研究科に法律学専攻博士課程
- (6) 経済学研究科に経済学専攻博士課程及び総合政策学専攻博士課程
- (7) 経営学研究科に経営学専攻博士課程
- (8) 工学研究科に機械システム工学専攻修士課程、電気電子工学専攻修士課程、情報工学専攻修士課程及び工学専攻博士後期課程
- (9) スポーツ科学研究科にスポーツ科学専攻博士課程
- (10) 人文社会科学研究科に日本語日本文学専攻修士課程、言語文化専攻修士課程、歴史文化専攻修士課程、法・政治学専攻修士課程及び経済・経営学専攻修士課程

(大学院の人材養成の目的)

第105条 各研究科・専攻の人材養成の目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(課程の授業担当者)

第106条 本学大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、次の各号に掲げる資格を有する者が担当する。

- (1) 修士課程を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - ① 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

- ② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者
- ③ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- ④ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(2) 博士課程を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- ① 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者
- ③ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 本大学院の授業については、必要に応じて兼担又は兼任の大学教員が授業を担当することができる。

3 前2項に規定するもののほか、大学院担当教員資格及び資格審査に関することは、別に定める。

(研究科の運営)

第107条 各研究科・専攻の運営に関することは、別に定める。

第3章 研究科委員会

(研究科委員会)

第108条 本学大学院各研究科に研究科委員会を置く。

(研究科委員会の構成)

第109条 研究科委員会は、研究科長等の研究科における役職者及びその研究科の専任の教授をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会は、その研究科の専任の准教授その他の大学教員を構成員として加えることができる。

(研究科委員会の招集)

第110条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科委員会の審議事項)

第111条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会の運営)

第112条 各研究科委員会の運営に関することは、各研究科委員会で定める。

第4章 教育課程

(教育課程)

第113条 本学大学院各研究科・専攻の教育課程は、別表19のとおりとする。

2 研究科は、学長の許可を得て、別表の授業科目以外の科目を随意科目として開設することができる。

(修業年限等)

第114条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程を2年、博士後期課程を3年とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができるものとし、前項の博士前期課程についても同様とする。

3 博士前期課程及び修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

4 第2項ただし書きに規定する社会人短期履修制度に関することは、別に定める。

(教育及び研究指導)

第115条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。

2 本学大学院において、教育研究上有益と認めるときは、国内外の他の大学院、研究所等（以下「他の大学院等」という。）とあらかじめ協議の上、本学大学院の学生が、他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることができる。

(教育方法の特例)

第116条 研究科は、教育上特別の必要があるときは、学長の許可を得て、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の規定を適用し、昼間及び夜間において教育を行う研究科、専攻及び課程は、次に掲げるとおりとする。

(1) 心理学研究科実験・応用心理学専攻博士前期課程及び臨床・発達心理学専攻博士前期課程

(2) 経済学研究科経済学専攻博士前期課程及び総合政策学専攻博士前期課程

(3) 工学研究科工学専攻博士後期課程

3 前項に規定するもののほか、人文社会科学研究科法・政治学専攻修士課程における履修証明プログラムは、第1項の規定を適用し、夜間その他特定の時間又は時期において行う。

第5章 授業科目と単位数

(授業科目)

第117条 本学大学院の授業科目として、各研究科の定める講義及び演習並びに実験及び実習科目を開設する。

2 前項に規定する開設科目以外に各研究科の定めに従い研究指導科目を開設することができる。

3 前2項に規定する授業を、文部科学大臣が別に定める方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項及び第2項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表19のとおりとする。

(メディアを利用して行う授業)

第117条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項に規定する授業を実施する授業科目は、別表19のとおりとする。

3 第1項に規定する授業の実施運営に関することは、授業を実施する研究科が別に定める。

(授業科目の区分)

第118条 授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目に区分する。

2 前項に規定する区分に選択必修科目を追加することができる。

(各授業科目の授業期間)

第119条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる授業科目については、この限りではない。

(単位)

第120条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算出するものとする。

(1) 講義及び演習科目については、15時間から30時間までの範囲で、別表20に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習科目については、30時間から45時間までの範囲で、別表20に定める時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学院又は本学大学院の他の研究科における授業科目の履修等)

第121条 研究科が教育上有益と認める場合は、学生が他の大学院又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の審議を経て、当該学生が在籍する専攻において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、15単位を超えないものとし、第121条の2第1項の規定により修得した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、研究科が教育上有益と認める場合は、学生が在籍する研究科の他の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の審議を経て、当該学生が在籍する専攻において修得した単位とみなすことができる。

4 第1項の規定は、本学大学院学生が第141条の規定により許可を受けて外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(入学前既修得単位等の認定)

第121条の2 研究科が教育上有益と認める場合は、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の審議を経て、当該学生が在籍する専攻において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、15単位を超えないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、研究科が教育上有益と認める場合は、学生が在籍する研究科において本学大学院に入学する前に履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の審議を経て、当該学生が在籍する専攻において修得した単位とみなすことができる。

(修了所要単位数)

第122条 本学大学院の各研究科の修了に必要な最低単位数（以下「修了所要単位数」という。）は、別表21のとおりとする。

第6章 科目履修

(授業科目の履修)

第123条 授業科目の履修に関することは、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第124条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第114条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の審議を経て、その計画的な履修を認めることができる。ただし、在学年限は、第114条第3項の規定による。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関することは、別に定める。

(教育職員免許状とその履修)

第125条 教育職員専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めに従い単位を修得しなければならない。

2 教育職員専修免許状の認定を受けた免許状の種類は、別表22のとおりとする。

3 前2項に規定する科目の履修に関することは、別に定める。

第7章 試験及び成績評価と単位授与

(試験)

第126条 履修した授業科目については、試験を行い学業成績を考査する。ただし、各研究科委員会において平常成績等をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。

(成績の評語)

第127条 成績の評語は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、第121条第1項及び第4項並びに第121条の2第1項の規定により本学大学院において修得した単位としてみなす履修成績の評語については、Nと表し、合格とする。

3 前2項に規定する成績の評語以外に、各研究科委員会が決定し実施される試験を欠席した場合又は科目の授業の欠席過多の場合の評価については、その評語をFとし、不合格とする。

(成績評価の基準)

第128条 成績評価基準は、100点を満点として、90点以上をS、90点未満80点以上をA、80点未満70点以上をB、70点未満60点以上をCとし、60点未満をDとする。

(単位授与)

第129条 第127条の規定により合格した者には、その授業科目に所定の単位を与える。

第8章 入学、休学、復学及び退学等

(入学期)

第130条 研究科の入学時期は、学年の始めとする。ただし、教育上特別の必要が認められるときは、秋学期の始めとすることができる。

(博士前期課程又は修士課程の入学資格)

第131条 本学大学院の博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において、履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第83条に規定する大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、各研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得した者と認めたもの
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
（博士後期課程の入学及び進学資格）

第132条 本学大学院の博士後期課程に入学又は進学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、各研究科において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めたもの
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
（入学出願）

第133条 前2条の規定により本学大学院に入学又は進学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて提出しなければならない。入学検定料については、別に定める。

- 2 他の大学院に在学する者、又は本学大学院の博士前期課程を修了した者で当該研究科の博士後期課程に入学又は進学を志願する者についても、前項の規定によるものとする。

(入学選考)

第134条 前条に規定する入学又は進学志願者に対しては、各研究科の定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第135条 前条に規定する選考の結果により、合格の通知を受けた者で入学を希望する者は、指定する期日までに、所定の入学金及びその他の納付金を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する入学時納付金及び提出すべき書類に関することは、別に定める。

(入学許可)

第136条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(編入学又は転入学)

第137条 学長は、他大学の大学院の学生で、所属大学院の長又は研究科の長の承認書を添えて本学大学院に編入学又は転入学を志願する者がある場合は、修得単位、その他について選考のうえ、学年の始めにおいて、相当学年に入学を許可することがある。

- 2 編入学及び転入学に関することは、別に定める。

(再入学)

第138条 学長は、第142条の規定により本学大学院を退学又は第143条第1項第4号の規定により本学大学院を除籍となった者が、学費等を納付した最終学期末日の翌日から起算して3年以内に、在籍した研究科・専攻及び相当学年への再入学を願い出た場合は、当該研究科委員会の審議を経て、再入学を許可することができる。ただし、在籍した研究科・専攻が廃止又は学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学を審議する研究科委員会を学長が指定する。なお、再入学の時期は、学期の始めとする。

- 2 再入学を志願する者は、再入学願書に所定の再入学選考料及び別に指定する書類を添えて提出しなければならない。再入学選考料に関することは、別に定める。
- 3 再入学を許可された者の納付金は、別に定める。
- 4 再入学を許可された者の在学年限は、第114条第3項の規定による。
- 5 再入学を許可された者の在籍中の修得単位は、原則としてこれを認める。
- 6 再入学に関することは、別に定める。

(休学)

第139条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、長期にわたり修学を中止しようとする場合は、所定の願書を提出し、学長の許可により休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長が期間を定めて休学を命ずることができる。
- 3 1回の休学期間は半年間とし、開始時期は学期の始めとする。ただし、入学後最初の学期は、休学することができない。
- 4 削除
- 5 休学期間は、博士前期課程及び修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。

- 6 休学期間は、第114条第3項に規定する在学年数に算入しない。
- 7 休学期間中の学費に関することは、別に定める。
- 8 休学に関することは、別に定める。

(復学)

第140条 休学を許可された者は、休学期間終了後、学期の始めにおいて復学する。

- 2 前条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学する場合には、所定の願書に医師の診断書を添え、学長の許可を受けなければならない。
- 3 復学に関することは、別に定める。

(留学)

第141条 学生が外国の大学院に留学して授業科目を履修しようとする場合は、学長は、研究科委員会の推薦により、グローバル教育センター委員会の審議を経て、留学を許可することができる。

- 2 留学期間は1年を限度とし、第114条に規定する修業年限等に算入することができる。
- 3 留学期間中に外国の大学院において修得した単位については、第121条の規定を準用する。
- 4 留学期間中の学費等については、全額納付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、留学に関することは、別に定める。

(退学)

第142条 第28条第2項に規定する退学以外に、学生が疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合及び本学大学院博士後期課程に第114条第1項に規定する期間在学し、第122条に規定する単位を修得して退学（以下「単位修得満期退学」という。）しようとする場合は、所定の願書を提出し、学長の許可により退学することができる。

- 2 退学に関することは、別に定める。

(除籍)

第143条 学長は、次のいずれかに該当する者について除籍することができる。

- (1) 第114条第3項の規定に反して、在学しようとする者
- (2) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 死亡又は行方不明になった者
- (4) 第21条第3項の規定に反し学費等の納付の義務を怠った者
- (5) 削除

- 2 除籍に関することは、別に定める。

(他の大学院への転学)

第144条 学生が他大学の大学院に転学しようとする場合は、所定の願書を提出し、学長の許可により転学することができる。

第9章 収容定員

(収容定員)

第145条 本学大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

(数字は人数を表す)

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
	日本文学・日本語	博士前期課程（修士課程）	募集停止	—

文学研究科	文化専攻	博士後期課程	2	6
	歴史文化専攻	修士課程	募集停止	—
国際英語学研究科	国際英語学専攻	修士課程	募集停止	—
	英米文化学専攻	修士課程	募集停止	—
心理学研究科	実験・応用心理学専攻	博士前期課程（修士課程）	5	10
		博士後期課程	2	6
	臨床・発達心理学専攻	博士前期課程（修士課程）	15	30
		博士後期課程	2	6
社会学研究科	社会学専攻	博士前期課程（修士課程）	募集停止	—
		博士後期課程	2	6
法学研究科	法律学専攻	博士前期課程（修士課程）	募集停止	—
		博士後期課程	2	6
経済学研究科	経済学専攻	博士前期課程（修士課程）	募集停止	—
		博士後期課程	2	6
	総合政策学専攻	博士前期課程（修士課程）	募集停止	—
		博士後期課程	2	6
経営学研究科	経営学専攻	博士前期課程（修士課程）	募集停止	—
		博士後期課程	3	9
工学研究科	機械システム工学専攻	修士課程	7	14
		修士課程	7	14
	電気電子工学専攻	修士課程	8	16
	情報工学専攻	修士課程	4	12
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	博士前期課程（修士課程）	18	36
		博士後期課程	6	18
人文社会科学研究科	日本語日本文学専攻	修士課程	5	10
	言語文化専攻	修士課程	5	10
	歴史文化専攻	修士課程	3	6
	法・政治学専攻	修士課程	8	16
	経済・経営学専攻	修士課程	5	10
計			113	253

第10章 大学院科目等履修生、大学院特別聴講学生、大学院進学奨励学生、大学院特別研究学生及び大学院研究生

（大学院科目等履修生）

第146条 本学大学院学生以外の者で、研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の修業を妨げない限りにおいて、学長は、関係研究科委員会の審議を経て、大学院科目等履修生として入学を許可することがある。

2 特別の規定がない限り、本条を除き本学則の規定は、大学院科目等履修生にも準用する。ただし、第149条及び第150条の規定は準用しない。

3 大学院科目等履修生に関することは、別に定める。

(大学院特別聴講学生)

第147条 各研究科において、他の大学の大学院との協定に基づき本学大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、その学生を大学院特別聴講学生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 大学院特別聴講学生に関することは、別に定める。

(大学院進学奨励学生)

第147条の2 本学の学部学生で、4年次に在籍する者のうち、本学大学院への進学を希望し、研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、学長は、関係研究科委員会の審議を経て、その学生を大学院進学奨励学生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 大学院進学奨励学生に関することは、別に定める。

(大学院特別研究学生)

第147条の3 本学又は本学大学院研究科が交流協定を締結する国内外の他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院とあらかじめ協議の上、その学生を大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 大学院特別研究学生に関することは、別に定める。

(大学院研究生)

第148条 各研究科において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、設備の許限り、選考のうえ、大学院研究生として入学を許可することがある。

2 大学院研究生に関することは、別に定める。

第11章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程又は修士課程の修了の認定)

第149条 本学大学院博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院博士前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

2 前項ただし書きに規定する本学大学院博士前期課程又は修士課程における早期修了に関することは、別に定める。

(博士課程の修了の認定)

第150条 博士課程に5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、在学中に博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば修了を認定することができる。

2 前条のただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程又は修士課程を修了した者に

あつては、前項中「5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第132条第2号から第6号の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学し3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格したときは、学長が、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。
- 4 第1項及び第3項ただし書きに規定する本学大学院博士課程における早期修了に関することは、別に定める。

（入学前既修得単位等を勘案した大学院における在学期間の短縮）

第150条の2 第121条の2の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位（第131条に規定する博士前期課程又は修士課程の入学資格を有した後、修得した者に限る。）を、研究科委員会の審議を経て、当該学生が在籍する専攻の博士前期課程又は修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該学生が所属する研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても博士前期課程及び修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項の規定は、博士前期課程又は修士課程を修了した者の第150条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

（学位授与）

第151条 学長は、第149条及び第150条の規定により課程の修了を認定した者に、本学学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に論文を提出し、博士の学位を請求した者が、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと認められたときは、博士の学位を授与する。

（学位規程）

第152条 授与する学位の種類、論文審査その他学位に関することは、本学学位規程に定める。

（単位認定証明書）

第153条 本学大学院博士後期課程に第114条第1項に規定する期間在学し、第122条に規定する単位を修得した者には、単位認定証明書を発行することができる。

附則〔略〕

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科日本文学・日本語文化専攻博士前期課程（修士課程）、同研究科歴史文化専攻修士課程、国際英語学研究科国際英語学専攻修士課程、同研究科英米文化学専攻修士課程、社会学研究科社会学専攻博士前期課程（修士課程）、法学研究科法律学専攻博士前期課程（修士課程）、経済学研究科経済学専攻博士前期課程（修士課程）、同研究科総合政策学専攻博士前期課程（修士課程）、経営学研究科経営学専攻博士前期課程（修士課程）は、2024年度から学生募集を停止し、対象となる学生が在籍しなくなったときかつ再入学する可能性のある者がいなくなったときに廃止する。

学則別表（案）

別表 1 ～別表 3 〔略〕

別表 4 2024年度入学生（第21条関係）

（1）大学院〔博士前期課程及び修士課程〕

（円）

研究科	項目	年次	入学金	授業料	教育充実費	実験実習費	計
心理学研究科		1	200,000	505,000	220,000	30,000	955,000
		2		505,000	220,000	30,000	755,000
工学研究科		1	200,000	505,000	245,000	150,000	1,100,000
		2		505,000	245,000	150,000	900,000
スポーツ科学研究科		1	200,000	505,000	245,000	50,000	1,000,000
		2		505,000	245,000	50,000	800,000
人文社会科学研究科		1	200,000	505,000	200,000		905,000
		2		505,000	200,000		705,000

（2）大学院〔博士後期課程〕

（円）

研究科	項目	年次	入学金	授業料	教育充実費	実験実習費	計
文学研究科・社会学研究科 法学研究科・経済学研究科 経営学研究科		1	200,000	505,000	200,000		905,000
		2		505,000	200,000		705,000
		3		505,000	200,000		705,000
心理学研究科		1	200,000	505,000	220,000	30,000	955,000
		2		505,000	220,000	30,000	755,000
		3		505,000	220,000	30,000	755,000
工学研究科		1	200,000	505,000	245,000	150,000	1,100,000
		2		505,000	245,000	150,000	900,000
		3		505,000	245,000	150,000	900,000
スポーツ科学研究科		1	200,000	505,000	245,000	50,000	1,000,000
		2		505,000	245,000	50,000	800,000
		3		505,000	245,000	50,000	800,000

（3）学部〔略〕

別表 5 ～別表 18 〔略〕

別表 19 研究科・専攻教育課程表（第113条、第117条第3項関係）

（1）文学研究科 日本文学・日本語文化専攻 博士前期課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	配当セメスター			
			1 年次		2 年次	
			1	2	3	4
	古典文学特論ⅠA	2	○		○	
	古典文学特論ⅠB	2		○		○
	古典文学特論ⅡA	2	○		○	

講義	古典文学特論Ⅱ B	2		○		○
	古典文学特論Ⅲ A	2	○		○	
	古典文学特論Ⅲ B	2		○		○
	古典文学特論Ⅳ A	2	○		○	
	古典文学特論Ⅳ B	2		○		○
	近代文学特論 A	2	○		○	
	近代文学特論 B	2		○		○
	日本語学特論 A	2	○		○	
	日本語学特論 B	2		○		○
	日本語文化特論Ⅰ A	2	○		○	
	日本語文化特論Ⅰ B	2		○		○
	日本語文化特論Ⅱ A	2	○		○	
	日本語文化特論Ⅱ B	2		○		○
	日本語文化特論Ⅲ A	2	○		○	
	日本語文化特論Ⅲ B	2		○		○
	日本語文化特論Ⅳ A	2	○		○	
	日本語文化特論Ⅳ B	2		○		○
	日本語文化特論Ⅴ A	2	○		○	
	日本語文化特論Ⅴ B	2		○		○
	日本語文化特論Ⅵ A	2	○		○	
	日本語文化特論Ⅵ B	2		○		○
	漢文学特論 A	2	○		○	
	漢文学特論 B	2		○		○
	国語教育特論 A	2	○		○	
	国語教育特論 B	2		○		○
	書道特論 A	2	○		○	
	書道特論 B	2		○		○
演習	古典文学演習Ⅰ A	2	○		○	
	古典文学演習Ⅰ B	2		○		○
	古典文学演習Ⅱ A	2	○		○	
	古典文学演習Ⅱ B	2		○		○
	古典文学演習Ⅲ A	2	○		○	
	古典文学演習Ⅲ B	2		○		○
	古典文学演習Ⅳ A	2	○		○	
	古典文学演習Ⅳ B	2		○		○
	近代文学演習 A	2	○		○	
	近代文学演習 B	2		○		○
	日本語学演習 A	2	○		○	
	日本語学演習 B	2		○		○
	日本語文化演習Ⅰ A	2	○		○	
	日本語文化演習Ⅰ B	2		○		○
	日本語文化演習Ⅱ A	2	○		○	
	日本語文化演習Ⅱ B	2		○		○
	日本語文化演習Ⅲ A	2	○		○	
	日本語文化演習Ⅲ B	2		○		○
	日本語文化演習Ⅳ A	2	○		○	
	日本語文化演習Ⅳ B	2		○		○

	日本語文化演習ⅤA	2	○		○	
	日本語文化演習ⅤB	2		○		○
	漢文学演習A	2	○		○	
	漢文学演習B	2		○		○
	書道演習A	2	○		○	
	書道演習B	2		○		○
研究指導 (演習)	研究指導1	2	◎			
	研究指導2	2		◎		
	研究指導3	2			◎	
	研究指導4	2				◎

(2) 文学研究科 日本文学・日本語文化専攻 博士後期課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	配当年次		
			1年次	2年次	3年次
講義	古典文学特論ⅠA	4	○		
	古典文学特論ⅠB	4		○	
	古典文学特論ⅠC	4			○
	古典文学特論ⅡA	4	○		
	古典文学特論ⅡB	4		○	
	古典文学特論ⅡC	4			○
	古典文学特論ⅢA	4	○		
	古典文学特論ⅢB	4		○	
	古典文学特論ⅢC	4			○
	近代文学特論A	4	○		
	近代文学特論B	4		○	
	近代文学特論C	4			○
	日本語文化特論ⅠA	4	○		
	日本語文化特論ⅠB	4		○	
	日本語文化特論ⅠC	4			○
	日本語文化特論ⅡA	4	○		
	日本語文化特論ⅡB	4		○	
	日本語文化特論ⅡC	4			○
	漢文学特論A	4	○		
	漢文学特論B	4		○	
	漢文学特論C	4			○
演習	古典文学演習ⅠA	4	○		
	古典文学演習ⅠB	4		○	
	古典文学演習ⅠC	4			○
	古典文学演習ⅡA	4	○		
	古典文学演習ⅡB	4		○	
	古典文学演習ⅡC	4			○
	古典文学演習ⅢA	4	○		
	古典文学演習ⅢB	4		○	
	古典文学演習ⅢC	4			○
	近代文学演習A	4	○		
	近代文学演習B	4		○	
	近代文学演習C	4			○

	日本語文化演習ⅠA	4	○		
	日本語文化演習ⅠB	4		○	
	日本語文化演習ⅠC	4			○
	日本語文化演習ⅡA	4	○		
	日本語文化演習ⅡB	4		○	
	日本語文化演習ⅡC	4			○
	漢文学演習A	4	○		
	漢文学演習B	4		○	
	漢文学演習C	4			○
研究指導 (演習)	研究指導1	4	◎		
	研究指導2	4		◎	
	研究指導3	4			◎

(3) 文学研究科 歴史文化専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業形態	授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要
				1 年次		2 年次		
				1	2	3	4	
基盤		研究者倫理	1	◎				
		修士論文作成の基礎	1		◎			
専攻基礎	講義	日本古代史特論	2	○		○		8 単位以上選択必修
		日本中世史特論Ⅰ	2	○		○		
		日本中世史特論Ⅱ	2	○		○		
		戦国・織豊期特論Ⅰ	2	○		○		
		戦国・織豊期特論Ⅱ	2	○		○		
		日本近世史特論Ⅰ	2	○		○		
		日本近世史特論Ⅱ	2	○		○		
		日本近現代史特論Ⅰ	2	○		○		
		日本近現代史特論Ⅱ	2	○		○		
		日本近現代史特論Ⅲ	2	○		○		
		日本思想史特論Ⅰ	2	○		○		
		日本思想史特論Ⅱ	2	○		○		
		地域社会の伝統と文化特論Ⅰ	2	○		○		
		地域社会の伝統と文化特論Ⅱ	2	○		○		
		日本史と国際環境特論	2	○		○		
		日本古代史料研究	2		○		○	
		日本中世史料研究Ⅰ	2		○		○	
		日本中世史料研究Ⅱ	2		○		○	
		戦国・織豊期史料研究Ⅰ	2		○		○	
		戦国・織豊期史料研究Ⅱ	2		○		○	
		日本近世史料研究Ⅰ	2		○		○	
		日本近世史料研究Ⅱ	2		○		○	
		日本近現代史料研究Ⅰ	2		○		○	
		日本近現代史料研究Ⅱ	2		○		○	
		日本近現代史料研究Ⅲ	2		○		○	

専攻応用	演習	日本思想史史料研究Ⅰ	2		○		○	8単位以上選択必修
		日本思想史史料研究Ⅱ	2		○		○	
		地域社会の伝統と文化資料研究Ⅰ	2		○		○	
		地域社会の伝統と文化資料研究Ⅱ	2		○		○	
		日本史と国際環境史料研究	2		○		○	
		歴史研究と歴史教育	2	○		○		
		歴史資料の保存・活用研究Ⅰ	2	○		○		
		歴史資料の保存・活用研究Ⅱ	2		○		○	
研究指導		日本歴史文化特殊研究Ⅰ	2	◎				
		日本歴史文化特殊研究Ⅱ	2		◎			
		日本歴史文化特殊研究Ⅲ	2			◎		
		日本歴史文化特殊研究Ⅳ	2				◎	

(4) 国際英語学研究科 国際英語学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	配当セメスター			
			1年次		2年次	
			1	2	3	4
講義	国際英語学基礎	2		○		○
	国際英語学特論Ⅰ	2	○		○	
	国際英語学特論Ⅱ	2		○		○
	社会言語学特論Ⅰ	2	○		○	
	社会言語学特論Ⅱ	2		○		○
	言語政策特論Ⅰ	2	○		○	
	言語政策特論Ⅱ	2		○		○
	異文化理解特論Ⅰ	2	○		○	
	異文化理解特論Ⅱ	2		○		○
	早期英語教育学特論Ⅰ	2	○		○	
	早期英語教育学特論Ⅱ	2		○		○
	英語教育政策論	2	○		○	
	比較英語教育学特論	2		○		○
	英語教育評価論	2		○		○
	国際関係学特論Ⅰ	2	○		○	
	国際関係学特論Ⅱ	2		○		○
	国際ジャーナリズム論特論Ⅰ	2	○		○	
	国際ジャーナリズム論特論Ⅱ	2		○		○
	国際英語教育学特論Ⅰ	2	○		○	
	国際英語教育学特論Ⅱ	2		○		○
	国際日本語教育学特論Ⅰ	2	○		○	
	国際日本語教育学特論Ⅱ	2		○		○
	English as an International Academic Language I	2	○		○	

	English as an International Academic Language II	2		○		○
	英語プレゼンテーション特論 I	2	○		○	
	英語プレゼンテーション特論 II	2		○		○
	英語論文作成法特論 I	2	○		○	
	英語論文作成法特論 II	2		○		○
研究指導 (演習)	国際英語学特殊演習 I	2	○		○	
	国際英語学特殊演習 II	2		○		○
	国際英語学特殊演習 III	2	○		○	
	国際英語学特殊演習 IV	2		○		○

(5) 国際英語学研究科 英米文化学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	配当セメスター			
			1 年次		2 年次	
			1	2	3	4
講義	英米文化学特論	2	○	○	○	○
	アカデミック・ライティング I	2	○		○	
	アカデミック・ライティング II	2		○		○
	リサーチ・メソッド I	2	○		○	
	リサーチ・メソッド II	2		○		○
	イングリッシュ・ワークショップ I	2	○		○	
	イングリッシュ・ワークショップ II	2		○		○
	イギリス文化研究特論 I	2	○		○	
	イギリス文化研究特論 II	2		○		○
	北アメリカ文化研究特論 I	2	○		○	
	北アメリカ文化研究特論 II	2		○		○
	比較地域文化特論 I	2	○		○	
	比較地域文化特論 II	2		○		○
	演劇文化特論 I	2	○		○	
	演劇文化特論 II	2		○		○
	言語文化・批評特論 I	2	○		○	
	言語文化・批評特論 II	2		○		○
	言語システム研究特論 I	2	○		○	
	言語システム研究特論 II	2		○		○
	言語データ処理特論 I	2	○		○	
	言語データ処理特論 II	2		○		○
	言語ワークショップ I	2	○		○	
	言語ワークショップ II	2		○		○
研究指導 (演習)	英米文化学特殊演習 I (研究指導)	2	○		○	
	英米文化学特殊演習 II (研究指導)	2		○		○
	英米文化学特殊演習 III (研究指導)	2	○		○	
	英米文化学特殊演習 IV (研究指導)	2		○		○

(6) 心理学研究科 実験・応用心理学専攻 博士前期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

			配当セメスター	
--	--	--	---------	--

区分		授業科目の名称	単位数	1 年次		2 年次		摘要
				1	2	3	4	
研究科共通科目	講義	心理学論	2	◎				
		心理学研究法	2		◎			
		心理統計法 1	2	○		○		
		心理統計法 2	2		○		○	
		社会心理学特論	2	○		○		
専攻共通科目		認知心理学特論 A 1	2	○		○		
		認知心理学特論 A 2	2		○		○	
		認知心理学特論 B 1	2	○		○		
		認知心理学特論 B 2	2		○		○	
		知覚心理学特論 1	2	○		○		
		知覚心理学特論 2	2		○		○	
		実験心理学特論 A	2	○		○		
		実験心理学特論 B	2		○		○	
		実験心理学特論 C	2	○		○		
		人間環境系特論 1	2	○		○		
		人間環境系特論 2	2		○		○	
		産業心理学特論 1	2	○		○		
		産業心理学特論 2	2		○		○	
		組織心理学特論 1（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	○		○		
		組織心理学特論 2	2		○		○	
応用心理学特論 A	2	○		○				
応用心理学特論 B	2		○		○			
領域固有科目	実験心理学	演習（研究指導）	実験心理学研究 1	2	◎			
		実験心理学研究 2	2		◎			
		実験心理学研究 3	2			◎		
		実験心理学研究 4	2				◎	
	応用心理学	演習	応用心理学実地演習	2	◎			
		講義	応用心理学特別講義	2		○		○
		演習（研究指導）	応用心理学研究 1	2	◎			
		応用心理学研究 2	2		◎			
		応用心理学研究 3	2			◎		
		応用心理学研究 4	2				◎	

(7) 心理学研究科 実験・応用心理学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻 課程	区分		授業科目の 名称	単位 数	配当セメスター						摘要
					1 年次		2 年次		3 年次		
					1	2	3	4	5	6	
	研究科共通 科目	演習	心理学論・ 学史演習 1	2	○						
			心理学論・ 学史演習 2	2		○					
			学術成果公	2			○				

実験・応用心理学専攻
博士後期課程専攻内共通
科目

		表法演習						
講義	実験心理学 特論 A 1	実験心理学 特論 A 1	2	○		○		○
		実験心理学 特論 A 2	2		○		○	○
		実験心理学 特論 B 1	2	○		○		○
		実験心理学 特論 B 2	2		○		○	○
		実験心理学 特論 C 1	2	○		○		○
		実験心理学 特論 C 2	2		○		○	○
		実験心理学 特論 D 1	2	○		○		○
		実験心理学 特論 D 2	2		○		○	○
	演習	実験心理学 演習 A 1	2	○		○		○
		実験心理学 演習 A 2	2		○		○	○
		実験心理学 演習 B 1	2	○		○		○
		実験心理学 演習 B 2	2		○		○	○
		実験心理学 演習 C 1	2	○		○		○
		実験心理学 演習 C 2	2		○		○	○
		実験心理学 演習 D 1	2	○		○		○
		実験心理学 演習 D 2	2		○		○	○
講義	応用心理学 特論 A 1	応用心理学 特論 A 1	2	○		○		○
		応用心理学 特論 A 2	2		○		○	○
		応用心理学 特論 B 1	2	○		○		○
		応用心理学 特論 B 2	2		○		○	○
		応用心理学 特論 C 1	2	○		○		○
		応用心理学 特論 C 2	2		○		○	○
	応用心理学 演習 A 1	応用心理学 演習 A 1	2	○		○		○

		演習	応用心理学 演習 A 2	2		○		○		○
			応用心理学 演習 B 1	2	○		○		○	
			応用心理学 演習 B 2	2		○		○		○
			応用心理学 演習 C 1	2	○		○		○	
			応用心理学 演習 C 2	2		○		○		○
	領域固有科目※	実験心理学	実験心理学 研究 1	4	◎					
			実験心理学 研究 2	4			◎			
			実験心理学 研究 3	4					◎	
		応用心理学	応用心理学 研究 1	4	◎					
			応用心理学 研究 2	4			◎			
			応用心理学 研究 3	4					◎	

※領域固有科目は、各領域に所属する学生のみ履修可

(8) 心理学研究科 臨床・発達心理学専攻 博士前期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

区分		授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要
				1 年次		2 年次		
				1	2	3	4	
研究科共通科目		心理学論	2	◎				
		心理学研究法	2		◎			
		心理統計法 1	2	○		○		
		心理統計法 2	2		○		○	
		社会心理学特論	2	○		○		
専攻共通科目		人格発達心理学特論	2		○		○	
		生涯発達心理学特論	2	○		○		
		臨床発達心理学特論	2		○		○	
		社会・情動発達特論	2	○		○		
		育児支援特論	2		○		○	
		家族発達特論	2	○		○		
		発達心理学特論 A	2	○		○		
		発達心理学特論 B	2		○		○	
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		○		○	
		臨床精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援	2	○		○		

領域 固有 科目 ※	講義	の展開)					
		障害者・障害児心理学特論 (福祉分野に関する理論と 支援の展開)	2	○		○	
		組織心理学特論 1 (産業・ 労働分野に関する理論と支 援の展開)	2	○		○	
		組織心理学特論 2	2		○		○
	臨床 心理 学	臨床心理学特論 A	2	○		○	
		臨床心理学特論 B	2		○		○
		臨床心理面接特論 A (心理 支援に関する理論と実践)	2	○		○	
		臨床心理面接特論 B	2		○		○
		行動心理学特論	2		○		○
		犯罪心理学特論 (司法・犯 罪分野に関する理論と支援 の展開)	2		○		
		学校臨床心理学特論 (教育 分野に関する理論と支援の 展開)	2			○	
		投影法特論	2			○	
		心理療法特論 A	2			○	
		心理療法特論 B	2				○
		心理健康教育特論 (心の健 康教育に関する理論と実 践)	2	○		○	
	演習	臨床心理査定演習 A (心理 的アセスメントに関する理 論と実践)	2	○		○	
		臨床心理査定演習 B	2		○		○
	実習	臨床心理学基礎実習 1	1	◎			
		臨床心理学基礎実習 2	1		◎		
		臨床心理実習 A 1 (心理実 践実習)	1	◎			
		臨床心理実習 A 2 (心理実 践実習)	1		◎		
		臨床心理実習 A 3	1			◎	
		臨床心理実習 A 4	1				◎
		臨床心理実習 B 1 (心理実 践実習)	1		○		
		臨床心理実習 B 2 (心理実 践実習)	1			○	
		臨床心理実習 B 3 (心理実 践実習)	1				○
		臨床心理学外実習 A (心理 実践実習)	2	◎			
		臨床心理学外実習 B 1 (心 理実践実習)	2		○		

		臨床心理学外実習 B 2 (心理実践実習)	2			○	
		臨床心理学外実習 B 3 (心理実践実習)	2				○
		臨床心理学外実習 C (心理実践実習)	1		◎		
		演習 (研究指導)	臨床心理学研究 1	2	◎		
	発達心理学	実習	臨床心理学研究 2	2		◎	
			臨床心理学研究 3	2		◎	
			臨床心理学研究 4	2			◎
			発達心理学実地実習 1	2	○		○
	発達心理学	演習 (研究指導)	発達心理学実地実習 2	2		○	○
			発達心理学研究 1	2	◎		
			発達心理学研究 2	2		◎	
			発達心理学研究 3	2		◎	
			発達心理学研究 4	2			◎

※領域固有科目は、各領域に所属する院生のみ履修可

(9) 心理学研究科 臨床・発達心理学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻 課程	区分		授業科目の 名称	単位 数	配当セメスター						摘要	
					1 年次		2 年次		3 年次			
					1	2	3	4	5	6		
	研究科共通 科目		心理学論・ 学史演習 1	2	○							
			心理学論・ 学史演習 2	2		○						
			学術成果公 表法演習	2			○					
			臨床心理学 演習 A 1	2	○		○			○		
			臨床心理学 演習 A 2	2		○		○			○	
			臨床心理学 演習 B 1	2	○		○			○		
			臨床心理学 演習 B 2	2		○		○			○	
			臨床心理学 演習 C 1	2	○		○			○		
			臨床心理学 演習 C 2	2		○		○			○	
			臨床心理学 演習 D 1	2	○		○			○		
			臨床心理学 演習 D 2	2		○		○			○	
			臨床心理学 演習 E 1	2	○		○			○		
			臨床心理学	2		○		○			○	

臨床・発達心理学専攻 博士後期課程	専攻内共通科目		演習	演習 E 2									
				臨床心理学 演習 F 1	2	○		○		○			
				臨床心理学 演習 F 2	2		○		○			○	
				臨床心理学 演習 G	2	○		○		○			
				臨床心理学 演習 H	2		○		○			○	
				発達心理学 演習 A 1	2	○		○		○			
				発達心理学 演習 A 2	2		○		○			○	
				発達心理学 演習 B 1	2	○		○		○			
				発達心理学 演習 B 2	2		○		○			○	
				発達心理学 演習 C 1	2	○		○		○			
				発達心理学 演習 C 2	2		○		○			○	
				発達心理学 演習 D 1	2	○		○		○			
				発達心理学 演習 D 2	2		○		○			○	
				発達心理学 演習 E 1	2	○		○		○			
				発達心理学 演習 E 2	2		○		○			○	
	領域固有科目※	臨床心理学	実習	臨床心理学 実習	2	○		○		○			
				臨床心理学 外実習	2	○	○	○	○	○	○	○	
		発達心理学	演習（研究指導）	臨床心理学 研究 1	4	◎							
				臨床心理学 研究 2	4			◎					
				臨床心理学 研究 3	4					◎			
				発達心理学 研究 1	4	◎							
				発達心理学 研究 2	4			◎					
				発達心理学 研究 3	4					◎			

※領域固有科目は、各領域に所属する学生のみ履修可

(10) 社会学研究科 社会学専攻 博士前期課程

専攻	授業科目	博士前期課程（修士課程）		
		特殊講義 選択単位	演習選択単位	
			1	2
社会学専攻	家族社会学A	2	2	2
	家族社会学B	2	2	2
	環境・健康社会学A	2	2	2
	環境・健康社会学B	2	2	2
	理論社会学A	2	2	2
	理論社会学B	2	2	2
	福祉社会学A	2	2	2
	福祉社会学B	2	2	2
	地域社会学A	2	2	2
	地域社会学B	2	2	2
	文化社会学A	2	2	2
	文化社会学B	2	2	2
	教育社会学A	2	2	2
	教育社会学B	2	2	2
	社会思想史A	2	2	2
	社会思想史B	2	2	2
	社会史・歴史社会学A	2	2	2
	社会史・歴史社会学B	2	2	2
	福祉社会論A	2	2	2
	福祉社会論B	2	2	2
	ソーシャルケア論A	2	2	2
	ソーシャルケア論B	2	2	2
	ソーシャルワーク論A	2	2	2
	ソーシャルワーク論B	2	2	2
	メディア社会論A	2	2	2
	メディア社会論B	2	2	2
	社会臨床心理学A	2	2	2
	社会臨床心理学B	2	2	2
	社会統計学A	2	2	2
	社会統計学B	2	2	2
	社会人類学A	2	2	2
	社会人類学B	2	2	2
	文化人類学A	2	2	2
	文化人類学B	2	2	2
	博物館人類学A	2	2	2
	博物館人類学B	2	2	2
	調査企画演習		2	
	多変量解析演習		2	
	質的調査演習		2	

(11) 社会学研究科 社会学専攻 博士後期課程

授業形態	授業科目	博士後期課程（博士課程）		
		講義・演習選択単位		
		1年次	2年次	3年次

講義	社会学特殊講義	2	2	2
	社会福祉学特殊講義	2	2	2
	文化人類学特殊講義	2	2	2
演習	家族社会学A	2	2	2
	家族社会学B	2	2	2
	環境・健康社会学A	2	2	2
	環境・健康社会学B	2	2	2
	理論社会学A	2	2	2
	理論社会学B	2	2	2
	福祉社会学A	2	2	2
	福祉社会学B	2	2	2
	地域社会学A	2	2	2
	地域社会学B	2	2	2
	文化社会学A	2	2	2
	文化社会学B	2	2	2
	教育社会学A	2	2	2
	教育社会学B	2	2	2
	社会思想史A	2	2	2
	社会思想史B	2	2	2
	社会史・歴史社会学A	2	2	2
	社会史・歴史社会学B	2	2	2
	福祉社会論A	2	2	2
	福祉社会論B	2	2	2
	ソーシャルケア論A	2	2	2
	ソーシャルケア論B	2	2	2
	ソーシャルワーク論A	2	2	2
	ソーシャルワーク論B	2	2	2
	メディア社会論A	2	2	2
	メディア社会論B	2	2	2
	社会臨床心理学A	2	2	2
	社会臨床心理学B	2	2	2
	社会統計学A	2	2	2
	社会統計学B	2	2	2
	社会人類学A	2	2	2
	社会人類学B	2	2	2
	文化人類学A	2	2	2
	文化人類学B	2	2	2
	博物館人類学A	2	2	2
	博物館人類学B	2	2	2

(12) 法学研究科 法律学専攻 博士前期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業科目の名称	単 位 数	配当セメスター				備考
			1 年次		2 年次		
			1	2	3	4	
	憲法A特殊講義	2	○		○		
	憲法B特殊講義	2		○		○	演習を含む。

講義	憲法訴訟論A特殊講義	2	○		○	
	憲法訴訟論B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	行政法A特殊講義	2	○		○	
	行政法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	税法A特殊講義	2	○		○	
	税法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	民法ⅠA特殊講義	2	○		○	
	民法ⅠB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	民法ⅡA特殊講義	2	○		○	
	民法ⅡB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	民法ⅢA特殊講義	2	○		○	
	民法ⅢB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	民法ⅣA特殊講義	2	○		○	
	民法ⅣB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	企業法ⅠA特殊講義	2	○		○	
	企業法ⅠB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	企業法ⅡA特殊講義	2	○		○	
	企業法ⅡB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	企業法ⅢA特殊講義	2	○		○	
	企業法ⅢB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	知的財産法A特殊講義	2	○		○	
	知的財産法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	刑法ⅠA特殊講義	2	○		○	
	刑法ⅠB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	刑法ⅡA特殊講義	2	○		○	
	刑法ⅡB特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	民事訴訟法A特殊講義	2	○		○	
	民事訴訟法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	刑事訴訟法A特殊講義	2	○		○	
	刑事訴訟法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	国際法A特殊講義	2	○		○	
	国際法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	労働法A特殊講義	2	○		○	
	労働法B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	法史学A特殊講義	2	○		○	
	法史学B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	法哲学A特殊講義	2	○		○	
	法哲学B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	国際関係論A特殊講義	2	○		○	
	国際関係論B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	政治過程論A特殊講義	2	○		○	
	政治過程論B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	政治史A特殊講義	2	○		○	
	政治史B特殊講義	2		○		○ 演習を含む。
	特定研究	2	○	○	○	○
	他大学院履修科目（留学履修科目を含む）	10				

研究指導 (演習)	研究論文指導ⅠA	2	◎				研究コース生のみ履修
	研究論文指導ⅠB	2		◎			
	研究論文指導ⅡA	2			◎		
	研究論文指導ⅡB	2				◎	
	専門論文指導ⅠA	2	◎				専門コース生のみ履修
	専門論文指導ⅠB	2		◎			
	専門論文指導ⅡA	2			◎		
	専門論文指導ⅡB	2				◎	

(13) 法学研究科 法律学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目 区分	授業科目の名称	単 位 数	配当セメスター						備考
			1 年次		2 年次		3 年次		
			1	2	3	4	5	6	
講義	憲法 A 特殊講義	2	○		○		○		
	憲法 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	憲法訴訟論 A 特殊講義	2	○		○		○		
	憲法訴訟論 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	行政法 A 特殊講義	2	○		○		○		
	行政法 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	民法Ⅰ A 特殊講義	2	○		○		○		
	民法Ⅰ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	民法Ⅱ A 特殊講義	2	○		○		○		
	民法Ⅱ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	民法Ⅲ A 特殊講義	2	○		○		○		
	民法Ⅲ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	民法Ⅳ A 特殊講義	2	○		○		○		
	民法Ⅳ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	企業法Ⅰ A 特殊講義	2	○		○		○		
	企業法Ⅰ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	企業法Ⅱ A 特殊講義	2	○		○		○		
	企業法Ⅱ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	企業法Ⅲ A 特殊講義	2	○		○		○		
	企業法Ⅲ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	知的財産法 A 特殊講義	2	○		○		○		
	知的財産法 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	刑法Ⅰ A 特殊講義	2	○		○		○		
	刑法Ⅰ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	刑法Ⅱ A 特殊講義	2	○		○		○		
	刑法Ⅱ B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	民事訴訟法 A 特殊講義	2	○		○		○		
	民事訴訟法 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	刑事訴訟法 A 特殊講義	2	○		○		○		
	刑事訴訟法 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	国際法 A 特殊講義	2	○		○		○		
	国際法 B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	労働法 A 特殊講義	2	○		○		○		

	労働法B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	法史学A 特殊講義	2	○		○		○		
	法史学B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	法哲学A 特殊講義	2	○		○		○		
	法哲学B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	国際関係論A 特殊講義	2	○		○		○		
	国際関係論B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	政治過程論A 特殊講義	2	○		○		○		
	政治過程論B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	政治史A 特殊講義	2	○		○		○		
	政治史B 特殊講義	2		○		○		○	演習を含む。
	特定研究	2	○	○	○	○	○	○	
研究 指導 (演 習)	論文指導ⅠA	2	◎						
	論文指導ⅠB	2		◎					
	論文指導ⅡA	2			◎				
	論文指導ⅡB	2				◎			
	論文指導ⅢA	2					◎		
	論文指導ⅢB	2						◎	

(14) 経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻	課程	授業 形態	授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要
					1	2	3	4	
		演習	経済学基礎演習Ⅰ	2	○				
			経済学基礎演習Ⅱ	2		○			
		特殊 講義	マクロ経済学研究Ⅰ	2	○		○		
			マクロ経済学研究Ⅱ	2		○		○	
			ミクロ経済学研究Ⅰ	2	○		○		
			ミクロ経済学研究Ⅱ	2		○		○	
			経済数学研究Ⅰ	2	○		○		
			経済数学研究Ⅱ	2		○		○	
			統計学研究Ⅰ	2	○		○		
			統計学研究Ⅱ	2		○		○	
			計量経済学研究Ⅰ	2	○		○		
			計量経済学研究Ⅱ	2		○		○	
			経済学史研究Ⅰ	2	○		○		
			経済学史研究Ⅱ	2		○		○	
			経済史研究Ⅰ	2	○		○		
			経済史研究Ⅱ	2		○		○	
			経済成長論研究	2	○		○		
			産業組織論研究	2	○		○		
			労働経済学研究	2		○		○	
			経済政策研究Ⅰ	2	○		○		
			経済政策研究Ⅱ	2		○		○	
			財政学研究Ⅰ	2	○		○		
			財政学研究Ⅱ	2		○		○	
			金融論研究Ⅰ	2	○		○		

経済学専攻	博士前期課程	演習	金融論研究Ⅱ	2		○		○
			国際経済学研究	2	○		○	
			アジア経済論研究	2	○		○	
			都市経済学研究	2		○		○
			社会保障論研究	2		○		○
			環境経済学研究	2		○		○
			所得税法研究Ⅰ	2	○		○	
			所得税法研究Ⅱ	2		○		○
			消費税法研究	2	○		○	
			相続税法研究	2		○		○
			ミクロ経済学特殊研究Ⅰ	2	○			
			ミクロ経済学特殊研究Ⅱ	2		○		
			ミクロ経済学特殊研究Ⅲ	2			○	
			ミクロ経済学特殊研究Ⅳ	2				○
			経済学史特殊研究Ⅰ	2	○			
			経済学史特殊研究Ⅱ	2		○		
			経済学史特殊研究Ⅲ	2			○	
			経済学史特殊研究Ⅳ	2				○
			日本経済史特殊研究Ⅰ	2	○			
			日本経済史特殊研究Ⅱ	2		○		
			日本経済史特殊研究Ⅲ	2			○	
			日本経済史特殊研究Ⅳ	2				○
			西洋経済史特殊研究Ⅰ	2	○			
			西洋経済史特殊研究Ⅱ	2		○		
			西洋経済史特殊研究Ⅲ	2			○	
			西洋経済史特殊研究Ⅳ	2				○
			統計学特殊研究Ⅰ	2	○			
			統計学特殊研究Ⅱ	2		○		
			統計学特殊研究Ⅲ	2			○	
			統計学特殊研究Ⅳ	2				○
			経済政策特殊研究Ⅰ	2	○			
			経済政策特殊研究Ⅱ	2		○		
			経済政策特殊研究Ⅲ	2			○	
			経済政策特殊研究Ⅳ	2				○
			財政学特殊研究Ⅰ	2	○			
			財政学特殊研究Ⅱ	2		○		
			財政学特殊研究Ⅲ	2			○	
			財政学特殊研究Ⅳ	2				○
			財政政策特殊研究Ⅰ	2	○			
			財政政策特殊研究Ⅱ	2		○		
			財政政策特殊研究Ⅲ	2			○	
			財政政策特殊研究Ⅳ	2				○
			金融論特殊研究Ⅰ	2	○			
			金融論特殊研究Ⅱ	2		○		
			金融論特殊研究Ⅲ	2			○	
			金融論特殊研究Ⅳ	2				○
			国際金融論特殊研究Ⅰ	2	○			

		国際金融論特殊研究Ⅱ	2		○		
		国際金融論特殊研究Ⅲ	2			○	
		国際金融論特殊研究Ⅳ	2				○
		国際経済学特殊研究Ⅰ	2	○			
		国際経済学特殊研究Ⅱ	2		○		
		国際経済学特殊研究Ⅲ	2			○	
		国際経済学特殊研究Ⅳ	2				○
		産業組織論特殊研究Ⅰ	2	○			
		産業組織論特殊研究Ⅱ	2		○		
		産業組織論特殊研究Ⅲ	2			○	
		産業組織論特殊研究Ⅳ	2				○
		社会保障論特殊研究Ⅰ	2	○			
		社会保障論特殊研究Ⅱ	2		○		
		社会保障論特殊研究Ⅲ	2			○	
		社会保障論特殊研究Ⅳ	2				○
		環境経済学特殊研究Ⅰ	2	○			
		環境経済学特殊研究Ⅱ	2		○		
		環境経済学特殊研究Ⅲ	2			○	
		環境経済学特殊研究Ⅳ	2				○
		労働経済学特殊研究Ⅰ	2	○			
		労働経済学特殊研究Ⅱ	2		○		
		労働経済学特殊研究Ⅲ	2			○	
		労働経済学特殊研究Ⅳ	2				○
		都市経済学特殊研究Ⅰ	2	○			
		都市経済学特殊研究Ⅱ	2		○		
		都市経済学特殊研究Ⅲ	2			○	
		都市経済学特殊研究Ⅳ	2				○

(15) 経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻	課程	授業形態	授業科目の名称	単位数	配当セメスター						摘要
					1	2	3	4	5	6	
		講義	経済学研究概論Ⅰ	2	○		○		○		
			経済学研究概論Ⅱ	2		○		○		○	
			ミクロ経済学特別研究Ⅰ	2	○						
			ミクロ経済学特別研究Ⅱ	2		○					
			ミクロ経済学特別研究Ⅲ	2			○				
			ミクロ経済学特別研究Ⅳ	2				○			
			ミクロ経済学特別研究Ⅴ	2					○		
			ミクロ経済学特別研究Ⅵ	2						○	
			日本経済史特別研究Ⅰ	2	○						
			日本経済史特別研究Ⅱ	2		○					
			日本経済史特別研究Ⅲ	2			○				
			日本経済史特別研究Ⅳ	2				○			
			日本経済史特別研究Ⅴ	2					○		
			日本経済史特別研究Ⅵ	2						○	
			西洋経済史特別研究Ⅰ	2	○						

経済
学専
攻博士
後期
課程

演習

西洋経済史特別研究Ⅱ	2		○				
西洋経済史特別研究Ⅲ	2			○			
西洋経済史特別研究Ⅳ	2				○		
西洋経済史特別研究Ⅴ	2					○	
西洋経済史特別研究Ⅵ	2						○
統計学特別研究Ⅰ	2	○					
統計学特別研究Ⅱ	2		○				
統計学特別研究Ⅲ	2			○			
統計学特別研究Ⅳ	2				○		
統計学特別研究Ⅴ	2					○	
統計学特別研究Ⅵ	2						○
経済政策特別研究Ⅰ	2	○					
経済政策特別研究Ⅱ	2		○				
経済政策特別研究Ⅲ	2			○			
経済政策特別研究Ⅳ	2				○		
経済政策特別研究Ⅴ	2					○	
経済政策特別研究Ⅵ	2						○
財政学特別研究Ⅰ	2	○					
財政学特別研究Ⅱ	2		○				
財政学特別研究Ⅲ	2			○			
財政学特別研究Ⅳ	2				○		
財政学特別研究Ⅴ	2					○	
財政学特別研究Ⅵ	2						○
財政政策特別研究Ⅰ	2	○					
財政政策特別研究Ⅱ	2		○				
財政政策特別研究Ⅲ	2			○			
財政政策特別研究Ⅳ	2				○		
財政政策特別研究Ⅴ	2					○	
財政政策特別研究Ⅵ	2						○
金融論特別研究Ⅰ	2	○					
金融論特別研究Ⅱ	2		○				
金融論特別研究Ⅲ	2			○			
金融論特別研究Ⅳ	2				○		
金融論特別研究Ⅴ	2					○	
金融論特別研究Ⅵ	2						○
国際経済学特別研究Ⅰ	2	○					
国際経済学特別研究Ⅱ	2		○				
国際経済学特別研究Ⅲ	2			○			
国際経済学特別研究Ⅳ	2				○		
国際経済学特別研究Ⅴ	2					○	
国際経済学特別研究Ⅵ	2						○
環境経済学特別研究Ⅰ	2	○					
環境経済学特別研究Ⅱ	2		○				
環境経済学特別研究Ⅲ	2			○			
環境経済学特別研究Ⅳ	2				○		
環境経済学特別研究Ⅴ	2					○	

演習Ⅰ
～Ⅵを
含む、
合計12
単位以
上

		環境経済学特別研究Ⅵ	2						○
		都市経済学特別研究Ⅰ	2	○					
		都市経済学特別研究Ⅱ	2		○				
		都市経済学特別研究Ⅲ	2			○			
		都市経済学特別研究Ⅳ	2				○		
		都市経済学特別研究Ⅴ	2					○	
		都市経済学特別研究Ⅵ	2						○

(16) 経済学研究科 総合政策学専攻 博士前期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻 課程	区分	授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要
				1 年次		2 年次		
				1	2	3	4	
総合 政策 学専 攻 博士 前期 課程	講義	総合政策方法論Ⅰ	2	◎		◎		
		総合政策方法論Ⅱ	2	◎		◎		
		原典講読	2	○	○	○	○	
		公共政策研究	2	○		○		
		行政法研究	2	○		○		
		自治体法研究	2	○		○		
		自治体行政研究	2		○		○	
		地方政治研究	2		○		○	
		都市政策研究	2		○		○	
		消費者政策研究	2		○		○	
		国際政策研究	2	○		○		
		国際法研究	2	○		○		
		国際開発研究	2		○		○	
		ミクロ経済学研究	2	○		○		
		マクロ経済学研究	2	○		○		
		経済政策研究	2		○		○	
		公共経済学研究	2		○		○	
		経営管理研究	2		○		○	
		経営戦略研究	2	○		○		
		流通研究	2	○		○		
		マーケティング研究	2	○		○		
		国際マーケティング研究	2	○		○		
		非営利組織経営論	2		○		○	
		ベンチャー企業論	2		○		○	
		ビジネスイノベーション研究	2		○		○	
		政策評価研究Ⅰ	2		○		○	
		政策評価研究Ⅱ	2	○		○		
	演習	総合政策特殊研究Ⅰ	2	◎				
		総合政策特殊研究Ⅱ	2		◎			
		総合政策特殊研究Ⅲ	2			◎		
		総合政策特殊研究Ⅳ	2				◎	
		日本語論文指導Ⅰ	2	●				

講義	日本語論文指導Ⅱ	2		●		
	日本語論文指導Ⅲ	2			●	
	日本語論文指導Ⅳ	2				●

(17) 経済学研究科 総合政策学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻 課程	区分	授業科目の名称	単位 数	配当セメスター						摘要
				1 年次		2 年次		3 年次		
				1	2	3	4	5	6	
総合 政策 学専 攻 博士 後期 課程	講義	総合政策文献研究	2	◎						
		総合政策企画研究	2		◎					
		総合政策調査研究	2			◎				
		総合政策実践研究	2				◎			
	演習	総合政策特別研究Ⅰ	2	◎						
		総合政策特別研究Ⅱ	2		◎					
		総合政策特別研究Ⅲ	2			◎				
		総合政策特別研究Ⅳ	2				◎			
		総合政策特別研究Ⅴ	2					◎		
		総合政策特別研究Ⅵ	2							◎

(18) 経営学研究科 経営学専攻 博士前期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻 課程	区分	授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要	
				1 年次		2 年次			
				1	2	3	4		
	企業 経営	企業研究 A	2	○		○			
		企業研究 B	2		○		○		
		中小企業研究 A	2	○		○			
		中小企業研究 B	2		○		○		
		経営管理研究 A	2	○		○			
		経営管理研究 B	2		○		○		
		経営組織研究 A	2	○		○			
		経営組織研究 B	2		○		○		
		マーケティング研究 A	2	○		○			
		マーケティング研究 B	2		○		○		
		人的資源管理研究 A	2	○		○			
		人的資源管理研究 B	2		○		○		
		生産管理研究 A	2	○		○			
		生産管理研究 B	2		○		○		
		経営戦略研究 A	2	○		○			
		経営戦略研究 B	2		○		○		
		マーケティング戦略研究 A	2	○		○			
		マーケティング戦略研究 B	2		○		○		
		特殊 講義		会計学研究 A	2	○			○

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

専攻 課程	区分	授業科目の名称	単位 数	配当セメスター						摘要
				1 年次		2 年次		3 年次		
				1	2	3	4	5	6	
	講義	経営学特殊講義Ⅰ	2	◎						
		経営学特殊講義Ⅱ	2		◎					
		企業特殊研究Ⅰ	2	○						
		企業特殊研究Ⅱ	2		○					
		企業特殊研究Ⅲ	2			○				
		企業特殊研究Ⅳ	2				○			
		企業特殊研究Ⅴ	2					○		
		企業特殊研究Ⅵ	2						○	
		中小企業特殊研究Ⅰ	2	○						

中小企業特殊研究Ⅱ	2		○				
中小企業特殊研究Ⅲ	2			○			
中小企業特殊研究Ⅳ	2				○		
中小企業特殊研究Ⅴ	2					○	
中小企業特殊研究Ⅵ	2						○
経営管理特殊研究Ⅰ	2	○					
経営管理特殊研究Ⅱ	2		○				
経営管理特殊研究Ⅲ	2			○			
経営管理特殊研究Ⅳ	2				○		
経営管理特殊研究Ⅴ	2					○	
経営管理特殊研究Ⅵ	2						○
経営組織特殊研究Ⅰ	2	○					
経営組織特殊研究Ⅱ	2		○				
経営組織特殊研究Ⅲ	2			○			
経営組織特殊研究Ⅳ	2				○		
経営組織特殊研究Ⅴ	2					○	
経営組織特殊研究Ⅵ	2						○
マーケティング特殊研究Ⅰ	2	○					
マーケティング特殊研究Ⅱ	2		○				
マーケティング特殊研究Ⅲ	2			○			
マーケティング特殊研究Ⅳ	2				○		
マーケティング特殊研究Ⅴ	2					○	
マーケティング特殊研究Ⅵ	2						○
マーケティング戦略特殊研究Ⅰ	2	○					
マーケティング戦略特殊研究Ⅱ	2		○				
マーケティング戦略特殊研究Ⅲ	2			○			
マーケティング戦略特殊研究Ⅳ	2				○		
マーケティング戦略特殊研究Ⅴ	2					○	
マーケティング戦略特殊研究Ⅵ	2						○
人的資源管理特殊研究Ⅰ	2	○					
人的資源管理特殊研究Ⅱ	2		○				
人的資源管理特殊研究Ⅲ	2			○			
人的資源管理特殊研究Ⅳ	2				○		

經營學專攻
博士後期課程

演習

研究Ⅳ							
人的資源管理特殊研究Ⅴ	2					○	
人的資源管理特殊研究Ⅵ	2						○
生産管理特殊研究Ⅰ	2	○					
生産管理特殊研究Ⅱ	2		○				
生産管理特殊研究Ⅲ	2			○			
生産管理特殊研究Ⅳ	2				○		
生産管理特殊研究Ⅴ	2					○	
生産管理特殊研究Ⅵ	2						○
經營戰略特殊研究Ⅰ	2	○					
經營戰略特殊研究Ⅱ	2		○				
經營戰略特殊研究Ⅲ	2			○			
經營戰略特殊研究Ⅳ	2				○		
經營戰略特殊研究Ⅴ	2					○	
經營戰略特殊研究Ⅵ	2						○
會計學特殊研究Ⅰ	2	○					
會計學特殊研究Ⅱ	2		○				
會計學特殊研究Ⅲ	2			○			
會計學特殊研究Ⅳ	2				○		
會計學特殊研究Ⅴ	2					○	
會計學特殊研究Ⅵ	2						○
企業會計特殊研究Ⅰ	2	○					
企業會計特殊研究Ⅱ	2		○				
企業會計特殊研究Ⅲ	2			○			
企業會計特殊研究Ⅳ	2				○		
企業會計特殊研究Ⅴ	2					○	
企業會計特殊研究Ⅵ	2						○
經營財務特殊研究Ⅰ	2	○					
經營財務特殊研究Ⅱ	2		○				
經營財務特殊研究Ⅲ	2			○			
經營財務特殊研究Ⅳ	2				○		
經營財務特殊研究Ⅴ	2					○	
經營財務特殊研究Ⅵ	2						○
金融特殊研究Ⅰ	2	○					
金融特殊研究Ⅱ	2		○				
金融特殊研究Ⅲ	2			○			
金融特殊研究Ⅳ	2				○		
金融特殊研究Ⅴ	2					○	
金融特殊研究Ⅵ	2						○
經營情報特殊研究Ⅰ	2	○					
經營情報特殊研究Ⅱ	2		○				
經營情報特殊研究Ⅲ	2			○			
經營情報特殊研究Ⅳ	2				○		
經營情報特殊研究Ⅴ	2					○	

経営情報特殊研究Ⅵ	2						○
情報管理特殊研究Ⅰ	2	○					
情報管理特殊研究Ⅱ	2		○				
情報管理特殊研究Ⅲ	2			○			
情報管理特殊研究Ⅳ	2				○		
情報管理特殊研究Ⅴ	2					○	
情報管理特殊研究Ⅵ	2						○
経営科学特殊研究Ⅰ	2	○					
経営科学特殊研究Ⅱ	2		○				
経営科学特殊研究Ⅲ	2			○			
経営科学特殊研究Ⅳ	2				○		
経営科学特殊研究Ⅴ	2					○	
経営科学特殊研究Ⅵ	2						○
国際経営特殊研究Ⅰ	2	○					
国際経営特殊研究Ⅱ	2		○				
国際経営特殊研究Ⅲ	2			○			
国際経営特殊研究Ⅳ	2				○		
国際経営特殊研究Ⅴ	2					○	
国際経営特殊研究Ⅵ	2						○
国際ビジネス戦略特殊研究Ⅰ	2	○					
国際ビジネス戦略特殊研究Ⅱ	2		○				
国際ビジネス戦略特殊研究Ⅲ	2			○			
国際ビジネス戦略特殊研究Ⅳ	2				○		
国際ビジネス戦略特殊研究Ⅴ	2					○	
国際ビジネス戦略特殊研究Ⅵ	2						○
国際コミュニケーション特殊研究Ⅰ	2	○					
国際コミュニケーション特殊研究Ⅱ	2		○				
国際コミュニケーション特殊研究Ⅲ	2			○			
国際コミュニケーション特殊研究Ⅳ	2				○		
国際コミュニケーション特殊研究Ⅴ	2					○	
国際コミュニケーション特殊研究Ⅵ	2						○

(20) 工学研究科 機械システム工学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業形態	授業科目の名称	単位	配当セメスター		摘要
				1年次	2年次	

			数	1	2	3	4	
研究科共通	講義	研究者倫理	1	○		○		
		起業論	1		○		○	
	実習	インターンシップ	2	○		○		※演習を含む。
二専攻共通	講義	新エネルギーシステム特論	2	○				
		電気工学特別講義	2		○			
専攻基礎	講義	機械情報学基礎 1	2	○		○		4 単位以上選択必修
		機械情報学基礎 2	2		○		○	
		情報計測学基礎 1	2	○		○		
		情報計測学基礎 2	2		○		○	
		人間工学基礎 1	2	○		○		
		人間工学基礎 2	2		○		○	
専門	演習	機械計測論セミナー	2	○		○		8 単位以上選択必修
		メカトロニクス論セミナー	2		○		○	
		知能機械開発論基礎セミナー	2	○		○		
		知能機械開発論応用セミナー	2		○		○	
		ロボット知能論セミナー	2	○		○		
		画像センシング論応用セミナー	2		○		○	
		神経情報処理論基礎セミナー	2	○		○		
		神経情報処理論応用セミナー	2		○		○	
		画像処理論基礎セミナー	2	○		○		
		画像処理論応用セミナー	2		○		○	
		生産システム論基礎セミナー	2	○		○		
		生産システム論応用セミナー	2		○		○	
		感性情報処理論セミナー	2	○		○		
		環境材料工学セミナー	2		○		○	
研究指導	実験	機械システム工学特別実験および演習 1	1	◎				※演習を含む。
		機械システム工学特別実験および演習 2	1		◎			※演習を含む。
		機械システム工学特別実験および演習 3	1			◎		※演習を含む。
		機械システム工学特別実験および演習 4	1				◎	※演習を含む。

(21) 工学研究科 電気電子工学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業形態	授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要
				1 年次		2 年次		
				1	2	3	4	
研究科共通	講義	研究者倫理	1	○		○		※演習を含む。
		起業論	1		○		○	
	実習	インターンシップ	2	○		○		
二専攻共通	講義	新エネルギーシステム特論	2	○				
		電気工学特別講義	2		○			
専攻基礎	講義	技術表現論	2	○				4 単位以上選択必修
		最適化工学	2		○			
		応用確率統計	2		○			
		数値解析	2	○				
		アルゴリズム工学	2	○				
専門	講義	非線形システム特論	2		○			
		統計的学習論	2	○		○		
		半導体デバイス特論	2			○		
		半導体パッケージング技術	2		○			
		信頼性とデータ解析	2	○				
		システム設計工学特論	2		○			
		移動通信工学	2	○				
		電波応用工学	2		○			
		画像工学特論	2	○				
		誘電体材料工学特論	2	○		○		
	演習	システム制御工学セミナー	2	○				
		量子力学セミナー	2		○			
		画像工学セミナー	2		○			
		光エレクトロニクスセミナー	2		○			
		ディジタルシステム設計セミナー	2		○			
		信号処理工学セミナー	2			○		
		非線形システムセミナー	2			○		
		プラズマ工学セミナー	2	○		○		
研究指導	実験	電気電子工学特別実験および演習 1	1	◎				※演習を含む。
		電気電子工学特別実験および演習 2	1		◎			※演習を含む。
		電気電子工学特別実験および演習 3	1			◎		※演習を含む。

		電気電子工学特別実験および演習 4	1				◎	※演習を含む。
--	--	-------------------	---	--	--	--	---	---------

(22) 工学研究科 情報工学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業形態	授業科目の名称	単位数	配当セメスター				摘要
				1 年次		2 年次		
				1	2	3	4	
研究科共通	講義	研究者倫理	1	○		○		
		起業論	1		○		○	
	実習	インターンシップ	2	○		○		※演習を含む。
専攻基礎	講義	計算論基礎 1	2	○		○		4 単位以上選択必修
		計算論基礎 2	2		○		○	
		計算機システム基礎 1	2	○		○		
		計算機システム基礎 2	2		○		○	
		ソフトウェアシステム基礎 1	2	○		○		
		ソフトウェアシステム基礎 2	2		○		○	
		C G メディア基礎 1	2	○		○		
		C G メディア基礎 2	2		○		○	
専門	講義	知識情報処理基礎 1	2	○		○		8 単位以上選択必修
		知識情報処理基礎 2	2		○		○	
		画像情報処理基礎 1	2	○		○		
		画像情報処理基礎 2	2		○		○	
		音響映像メディア基礎 1	2	○		○		
		音響映像メディア基礎 2	2		○		○	
		情報工学特別講義	2	○		○		
		計算機アーキテクチャ論セミナー	2	○		○		
		オペレーティングシステム論セミナー	2		○		○	
		情報ネットワーク設計運用論セミナー	2	○		○		
		ネットワークコンピューティング論セミナー	2		○		○	
		データベース論セミナー	2	○		○		
		情報セキュリティ論セミナー	2		○		○	
		知識情報処理論セミナー	2	○		○		
		知識情報運用論セミナー	2		○		○	
		ソフトウェア設計論セミナー	2	○		○		
		ソフトウェア開発論セミナー	2		○		○	
		画像処理論セミナー	2	○		○		

演習	パターン認識論セミナー	2		○		○
		2	○		○	
		2		○		○
		2	○		○	
		2	○		○	
		2		○		○
		2	○		○	
		2		○		○
		2	○		○	
		2		○		○
		2		○		○
研究指導	実験	情報工学特別実験および演習 1	1	◎		※演習を含む。
		情報工学特別実験および演習 2	1		◎	※演習を含む。
		情報工学特別実験および演習 3	1		◎	※演習を含む。
		情報工学特別実験および演習 4	1			◎ ※演習を含む。

(23) 工学研究科 工学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分		授業形態	授業科目の名称	単位数	配当セメスター						摘要	
					1 年次		2 年次		3 年次			
					1	2	3	4	5	6		
専門科目	機械システム工学領域	講義	機械システム工学特論Ⅰ	2	○						※演習を含む。	専門領域 2 単位以上を含む
			機械システム工学特論Ⅱ	2		○					※演習を含む。	
	電気電子工学領域		電気電子工学特論Ⅰ	2	○						※演習を含む。	
			電気電子工学特論Ⅱ	2		○					※演習を含む。	
	情報工学領域		情報工学特論Ⅰ	2	○						※演習を含む。	
			情報工学特論Ⅱ	2		○					※演習を含む。	

専門領域 2 単位以上を含む 4

研究指導科目	学際領域										単位以上選択必修
		新機能創成工学特論Ⅰ	2	○							
		新機能創成工学特論Ⅱ	2		○						
	機械システム工学領域	機械システム工学特殊演習 1	4		○					※メディア利用授業を含む（一部）。	専門領域12単位必修
		機械システム工学特殊演習 2	4				○			※メディア利用授業を含む（一部）。	
		機械システム工学特殊演習 3	4						○	※メディア利用授業を含む（一部）。	
	電気電子工学領域	電気電子工学特殊演習 1	4		○					※メディア利用授業を含む（一部）。	
		電気電子工学特殊演習 2	4				○			※メディア利用授業を含む（一部）。	
		電気電子工学特殊演習 3	4						○	※メディア利用授業を含む（一部）。	
	情報工学領域	情報工学特殊演習 1	4		○					※メディア利用授業を含む（一部）。	
		情報工学特殊演習 2	4				○			※メディア利用授業を含む（一部）。	
		情報工学特殊演習 3	4						○	※メディア利用授業を含む（一部）。	

◎必修科目 ○選択科目

専攻 課程	系列	授業科目の名称	博士前期課程 (修士課程)						備考
			講義 選択 単位 数	演習 選択 単位 数	配当セメスター				
					1 年次		2 年次		
					1	2	3	4	
スポーツ 科学 専攻 博士 前期 課程	スポーツ文 化・マ ネジメ ント学 系	スポーツ文化・マネジ メント学研究法	2		○		○		オムニバス
		スポーツ文化・マネジ メント研究A	2		○		○		演習含む。
		スポーツ文化・マネジ メント研究B	2			○		○	演習含む。
		スポーツ文化・マネジ メント研究C	2		○		○		演習含む。
		スポーツ文化・マネジ メント研究D	2			○		○	演習含む。
		スポーツ文化・マネジ メント研究特論Ⅰ	2		○		○		隔年
		スポーツ文化・マネジ メント研究特論Ⅱ	2			○		○	隔年
	身体教 育学系	認知行動脳科学研究	2		○		○		演習含む。
		子どもスポーツ教育学 研究	2			○		○	演習含む。
		発育発達教育学研究	2		○		○		演習含む。
		保健体育授業研究法	2			○		○	演習含む。
		臨床スポーツ心理学 研究	2			○		○	演習含む。
		実験スポーツ心理学研 究	2			○		○	演習含む。
	スポ ーツ 生 理 学 系	スポーツ栄養学研究	2		○		○		演習含む。
		スポーツ生理学研究 A	2			○		○	演習含む。
		スポーツ生理学研究 B	2		○		○		演習含む。
		スポーツ生理学研究 C	2			○		○	演習含む。
		スポーツ生理学研究 D	2			○		○	演習含む。
		温熱生理学研究	2		○		○		演習含む。
	スポ ーツ 健 康 科 学 系	スポーツ医学研究	2		○		○		演習含む。
		スポーツ衛生学研究	2			○		○	演習含む。
		ヘルスプロモーション 研究	2			○		○	演習含む。
		エビデンス・ベイス ド・プラクティス研究	2		○		○		演習含む。
		スポーツ救急処置研究	2		○		○		演習含む。
		機能解剖学研究	2			○		○	

応用スポーツ科学系	運動医科学研究	2		○		○		
	スポーツバイオメカニクス研究	2		○		○		演習含む。
	トレーニング論研究	2		○		○		演習含む。
	コーチング論研究	2		○		○		演習含む。
	スポーツ科学研究総論	2		◎		◎		
	スポーツ科学研究法ⅠA	2		◎		◎		演習含む。
	スポーツ科学研究法ⅠB		2		◎		◎	講義含む。
	スポーツ科学研究法Ⅱ		2		○		○	講義含む。
	スポーツ科学研究法ⅢA	2		○		○		演習含む。
	スポーツ科学研究法ⅢB		2		○		○	講義含む。
	研究セミナー1		2	◎				
	研究セミナー2		2		◎			
	研究セミナー3		2			◎		
	研究セミナー4		2				◎	
	研究指導1		2	◎				
	研究指導2		2		◎			
	研究指導3		2			◎		
	研究指導4		2				◎	
	他研究科で開設の授業科目							

(25) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 博士後期課程

◎必修科目 ○選択科目

専攻 課程	系列	授業科目の名称	博士後期課程								備考
			講義 選択 単位数	演習 選択 単位数	配当セメスター						
					1 年次		2 年次		3 年次		
					1	2	3	4	5	6	
スポ 健康	スポーツ文化・マネジメント学系	スポーツ文化・マネジメント特殊研究A	2		◎						演習含む。
		スポーツ文化・マネジメント特殊研究B	2		◎						演習含む。
	身体教育学系	身体教育学特殊研究A	2		◎						演習含む。
		身体教育学特殊研究B	2		◎						演習含む。
	スポーツ生理学系	スポーツ生理学特殊研究A	2		◎						演習含む。
		スポーツ生理学特殊研究B	2		◎						演習含む。
	健康	健康科学特殊	2		◎						演習含む。

スポーツ科学専攻	科学系	研究A									む。
		健康科学特殊研究B	2			◎					演習含む。
	応用スポーツ科学系	応用スポーツ科学特殊研究A	2		◎						演習含む。
		応用スポーツ科学特殊研究B	2			◎					演習含む。
	各系共通	研究セミナー1		2	◎						
		研究セミナー2		2		◎					
		研究セミナー3		2			◎				
		研究セミナー4		2				◎			
		研究セミナー5		2					◎		
		研究セミナー6		2						◎	
		研究指導1		2	◎						
		研究指導2		2		◎					
		研究指導3		2			◎				
		研究指導4		2				◎			
		研究指導5		2					◎		
		研究指導6		2						◎	
		他研究科で開設の授業科目									

(26) 人文社会科学部 日本語日本文学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分		授業科目の名称	授業形態	単位数	配当セメスター				摘要	
					1 年次		2 年次			
					1	2	3	4		
研究科共通科目	研究者基礎力養成	研究倫理	講義	1	◎				※メディア利用授業を含む。	
		学術研究のための情報リテラシー		1	○				※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。	
		English as an International Academic Language I	演習	2	○		○		※講義を含む。	
		English as an		2		○		○	※講義を含	

専攻固有科目		International Academic Language II								む。		
	現代的課題	国際社会と平和		講義	1	○		○		※演習を含む。		
		持続可能な社会			1		○		○	※演習を含む。		
		現代の危機管理			1	○		○		※演習を含む。		
		人工知能と現代社会			1		○		○	※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。		
		多言語社会のコミュニケーション			1	○		○		※演習を含む。		
		アーカイブズ学基礎			2	○		○		※演習を含む。		
	留学生支援	留学生のための日本語論文執筆法 1		演習	2	●				※講義を含む。		
		留学生のための日本語論文執筆法 2			2		●			※講義を含む。		
	教職支援	<u>教育開発論</u>		講義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。		
		<u>現代教育の諸課題</u>			<u>2</u>		○		○	※演習を含む。		
	総合科目	<u>日本語研究基礎</u>			<u>2</u>	○				※演習を含む。	2単位選択必修	
		<u>日本文学研究基礎</u>			<u>2</u>	○				※演習を含む。		
		<u>日本語研究特論</u>			<u>2</u>		○			※演習を含む。	2単位選択必修	
		<u>日本文学研究特論</u>			<u>2</u>		○			※演習を含む。		
		修士論文作成の基礎			1		◎			※演習を含む。		
	専門科目	日本文学	<u>上代文学特論A</u>		<u>2</u>	○		○		※演習を含む。		
			<u>上代文学特論B</u>		<u>2</u>		○		○	※演習を含む。		
			<u>中古文学特論A</u>		<u>2</u>	○		○		※演習を含む。		
			<u>中古文学特論B</u>		<u>2</u>		○		○	※演習を含む。		
			<u>中世文学特論A</u>		<u>2</u>	○		○		※演習を含む。		
			<u>中世文学特論B</u>		<u>2</u>		○		○	※演習を含む。		

			<u>近世文学特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>近世文学特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
			<u>近代文学特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>近代文学特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
		漢文学	<u>漢文学特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>漢文学特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
		日本語学	<u>古代日本語史特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>古代日本語史特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
			<u>近代日本語史特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>近代日本語史特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
			<u>文章・談話特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>文章・談話特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
			<u>方言特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>方言特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
		日本語文化	出版特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			出版特論B	2		○		○	※演習を含む。	
			広告特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			広告特論B	2		○		○	※演習を含む。	
			図書館学特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			図書館学特論B	2		○		○	※演習を含む。	
		国語科教育	<u>国語科教育特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>国語科教育特論B</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	
		書道科教	<u>書道科教育特論A</u>	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。	
			<u>書道科教育特論</u>	<u>2</u>		○		○	※演習を含む。	

		育	B							む。	
		日 本 語 教 育	日本語教育特論 A		2	○		○		※演習を含 む。	
			日本語教育特論 B		2		○		○	※演習を含 む。	
		研 究 指 導	日本語日本文学 研究指導 1		2	◎					
			日本語日本文学 研究指導 2		2		◎				
			日本語日本文学 研究指導 3		2			◎			
			日本語日本文学 研究指導 4		2				◎		
		論 文 執 筆 指 導	日本語日本文学 修士論文執筆指 導 1	演 習	2		●				
			日本語日本文学 修士論文執筆指 導 2		2			●			
			日本語日本文学 修士論文執筆指 導 3		2				●		

(27) 人文社会科学部 言語文化専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分		授業科目の名称	授 業 形 態	単 位 数	配当セメスター				摘要
					1	2	3	4	
研究科共通科目	研究者基礎力養成	研究倫理	講義	1	◎				※メディア利用授 業を含む。
		学術研究のための情 報リテラシー		1	○				※演習を含む。 ※メディア利用授 業を含む。
		English as an International Academic Language I	演習	2	○		○		※講義を含む。
		English as an International Academic Language II		2		○		○	※講義を含む。
	現代的課題	国際社会と平和	講義	1	○		○		※演習を含む。
		持続可能な社会		1		○		○	※演習を含む。
		現代の危機管理		1	○		○		※演習を含む。
		人工知能と現代社会		1		○		○	※演習を含む。 ※メディア利用授 業を含む。

専攻固有科目		多言語社会のコミュニケーション			1	○		○		※演習を含む。		
		アーカイブズ学基礎			2	○		○		※演習を含む。		
	留学生支援	留学生のための日本語論文執筆法 1		演習	2	●				※講義を含む。		
		留学生のための日本語論文執筆法 2			2		●			※講義を含む。		
	教職支援	教育開発論			2	○		○		※演習を含む。		
		現代教育の諸課題			2		○		○	※演習を含む。		
	総合科目	言語文化研究基礎		講義	2	◎				※演習を含む。		
		言語文化特別講義			2		◎			※演習を含む。		
		アカデミック・スキルズ			1	◎				※演習を含む。		
		リサーチ・メソッド			1	◎				※演習を含む。		
		エキスポジトリー・ライティング			1		○		○	※演習を含む。		
		専門科目	言語学	現代言語科学特論		2	○		○		※演習を含む。	
				現代言語科学演習		演習	2		○		○	
				理論言語学特論		講義	2	○		○		※演習を含む。
				理論言語学演習		演習	2		○		○	
				共時言語学特論		講義	2	○		○		※演習を含む。
	共時言語学演習			演習	2		○		○			
	心理言語学特論			講義	2	○		○		※演習を含む。		
	心理言語学演習			演習	2		○		○			
	英語学		現代英語学特論	講義	2	○		○		※演習を含む。		
			現代英語学演習	演習	2		○		○			
		英語構造特論	講義	2	○		○		※演習を含む。			
		英語構造演習	演習	2		○		○				
		英語歴史特論	講義	2	○		○		※演習を含む。			
		英語歴史演習	演習	2		○		○				
	英	英語圏文化特論		講	2	○		○		※演習を含む。		

		語 圈 文 化	<u>I</u>	義						
			英語圏文化演習 <u>I</u>	演 習	<u>2</u>		○		○	
			英語圏文化特論 <u>II</u>	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			英語圏文化演習 <u>II</u>	演 習	<u>2</u>		○		○	
			イギリス文化特論 <u>I</u>	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			イギリス文化演習 <u>I</u>	演 習	<u>2</u>		○		○	
			イギリス文化特論 <u>II</u>	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			イギリス文化演習 <u>II</u>	演 習	<u>2</u>		○		○	
			北アメリカ文化特論 <u>I</u>	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			北アメリカ文化演習 <u>I</u>	演 習	<u>2</u>		○		○	
			北アメリカ文化特論 <u>II</u>	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			北アメリカ文化演習 <u>II</u>	演 習	<u>2</u>		○		○	
			批評理論特論	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			批評理論演習	演 習	<u>2</u>		○		○	
			表象文化特論	講 義	<u>2</u>	○		○		※演習を含む。
			表象文化演習	演 習	<u>2</u>		○		○	
		世 界 の 文 化	ヨーロッパ地域・文化特論 <u>I</u>	講 義	2	○		○		※演習を含む。
			ヨーロッパ地域・文化演習 <u>I</u>	演 習	2		○		○	
			ヨーロッパ地域・文化特論 <u>II</u>	講 義	2	○		○		※演習を含む。
			ヨーロッパ地域・文化演習 <u>II</u>	演 習	2		○		○	
			アジア地域・文化特論	講 義	2	○		○		※演習を含む。
			アジア地域・文化演習	演 習	2		○		○	
			異文化コミュニケーション特論	講 義	2	○		○		※演習を含む。
			ポピュラー文化特論		2		○		○	※演習を含む。
		英	英語科教育課程		<u>2</u>	○		○		※演習を含む。

		語 科 教 育	特論						
			英語科教授学演習	演習	2		○		○
			英語科教育インターンシップ	実習	1			○	※講義を含む
		研 究 指 導	言語文化研究指導 1	演 習	2	◎			
			言語文化研究指導 2		2		◎		
			言語文化研究指導 3		2			◎	
			言語文化研究指導 4		2				◎
		論 文 執 筆 指 導	言語文化修士論文執筆指導 1		2		●		
			言語文化修士論文執筆指導 2		2			●	
			言語文化修士論文執筆指導 3		2				●

(28) 人文社会科学研究科 歴史文化専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分		授業科目の名称	授業形態	単位数	配当セメスター				摘要
					1	2	3	4	
研究科共通科目	研究者基礎力養成	研究倫理	講義	1	◎				※メディア利用授業を含む。
		学術研究のための情報リテラシー		1	○				※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。
		English as an International Academic Language I	演習	2	○		○		※講義を含む。
		English as an International Academic Language II		2		○		○	※講義を含む。
	現代的課題	国際社会と平和	講義	1	○		○		※演習を含む。
		持続可能な社会		1		○		○	※演習を含む。
		現代の危機管理		1	○		○		※演習を含む。
		人工知能と現代社会		1		○		○	※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。
		多言語社会のコミュニケーション		1	○		○		※演習を含む。
		アーカイブズ学基礎		2	○		○		※演習を含む。
	留	留学生のための日本	演	2	●				※講義を含む。

専攻固有科目	学生支援	語論文執筆法 1		習						
		留学生のための日本語論文執筆法 2			2		●			※講義を含む。
	教職支援	教育開発論		講義	2	○		○		※演習を含む。
		現代教育の諸課題			2		○		○	※演習を含む。
	総合科目	歴史文化研究基礎		演習	2	◎				※演習を含む。
		歴史文化特殊研究			2		◎			※講義を含む。
		修士論文作成の基礎			1		◎			※演習を含む。
	専門科目	日本史	日本古代史特論Ⅰ	講義	2	○		○		※演習を含む。
			日本古代史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
			日本中世史特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。
			日本中世史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
			戦国・織豊期特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。
			戦国・織豊期特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
			日本近世史特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。
			日本近世史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
			日本近現代史特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。
			日本近現代史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
			日本思想史特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。
			日本思想史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
			日本民俗学特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。
			日本民俗学特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。
		外国史	世界史特論Ⅰ	2	○		○		※演習を含む。	
			世界史特論Ⅱ	2		○		○	※演習を含む。	
		文化財保存	歴史資料の保存・活用特論	2	○		○		※演習を含む。	
			歴史資料の保存・活用演習	2		○		○	※講義を含む。	
			博物館演習	2		○		○	※講義を含む。	

		と活用								
	歴史科教育	歴史資料と歴史教育	講義	2	○		○			※演習を含む。
		歴史科教育特論		2	○		○			※演習を含む。
		歴史科教育演習	演習	2		○		○		※講義を含む。
	研究指導	日本歴史文化研究指導 1		2	◎					
		日本歴史文化研究指導 2		2		◎				
		日本歴史文化研究指導 3		2			◎			
		日本歴史文化研究指導 4		2				◎		
	論文執筆指導	日本歴史文化修士論文執筆指導 1		2		●				
		日本歴史文化修士論文執筆指導 2		2			●			
		日本歴史文化修士論文執筆指導 3		2				●		

(29) 人文社会科学部 法・政治学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	配当セメスター				摘要	
				1	2	3	4		
研究科共通科目	研究者基礎力養成	研究倫理	1	◎				※メディア利用授業を含む。	
		学術研究のための情報リテラシー	1	○				※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。	
		English as an International Academic Language I	2	○		○		※講義を含む。	
		English as an International Academic Language II	2		○		○	※講義を含む。	
	現代的課	国際社会と平和	1	○		○		※演習を含む。	
		持続可能な社会	1		○		○	※演習を含む。	

	題	現代の危機管理				1	○		○		※演習を含む。	
		人工知能と現代社会				1		○		○	※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。	
		多言語社会のコミュニケーション				1	○		○		※演習を含む。	
		アーカイブズ学基礎				2	○		○		※演習を含む。	
	留学生支援	留学生のための日本語論文執筆法 1			演習	2	●				※講義を含む。	
		留学生のための日本語論文執筆法 2				2		●			※講義を含む。	
	教職支援	教育開発論			講義	2	●		●		※演習を含む。	
		現代教育の諸課題				2		●		●	※演習を含む。	
	専攻固有科目	総合科目	法学研究基礎			1	○				※演習を含む。	法学領域の学生は必修
			政治学研究基礎			2	○				※演習を含む。	政治学領域の学生は必修
法学研究特論			1	○					※演習を含む。	政治学領域の学生は必修		
政治学研究特論			1	○					※演習を含む。	法学領域の学生は必修		
専門科目	法学領域科目	外書	法学外国書講読	演習	2		○		○			
			公法		憲法特論ⅠA	講義	2	○		○		※演習を含む。
		憲法特論ⅠB			2			○		○	※演習を含む。	
		憲法特論ⅡA			2		○		○		※演習を含む。	

										む。	
				憲法特論ⅡB	2		○		○	※演習を含む。	
				行政法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
				行政法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
		民	民	民法特論ⅠA	2	○		○		※演習を含む。	
		事	法	民法特論ⅠB	2		○		○	※演習を含む。	
				民法特論ⅡA	2	○		○		※演習を含む。	
				民法特論ⅡB	2		○		○	※演習を含む。	
				民法特論ⅢA	2	○		○		※演習を含む。	
				民法特論ⅢB	2		○		○	※演習を含む。	
				民法特論ⅣA	2	○		○		※演習を含む。	
				民法特論ⅣB	2		○		○	※演習を含む。	
				民事訴訟法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
				民事訴訟法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
				不動産登記法特論	2	○		○		※演習を含む。	
		刑	刑	刑法特論ⅠA	2	○		○		※演習を含む。	
		事	法	刑法特論ⅠB	2		○		○	※演習を含む。	
				刑法特論ⅡA	2	○		○		※演習を含む。	
				刑法特論ⅡB	2		○		○	※演習を含む。	
				刑法特論ⅢA	2	○		○		※演習を含む。	
				刑法特論ⅢB	2		○		○	※演習を含む。	
				刑事政策特論A	2	○		○		※演習を含む。	
				刑事政策特論B	2		○		○	※演習を含む。	
				刑事訴訟法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
				刑事訴訟法特	2		○		○	※演習を含む。	

			論B						む。	
		企業法	企業法特論ⅠA	2	○		○		※演習を含む。	
			企業法特論ⅠB	2		○		○	※演習を含む。	
			企業法特論ⅡA	2	○		○		※演習を含む。	
			企業法特論ⅡB	2		○		○	※演習を含む。	
			企業法特論ⅢA	2	○		○		※演習を含む。	
			企業法特論ⅢB	2		○		○	※演習を含む。	
			商業登記法特論	2		○		○	※演習を含む。	
		社会法	労働法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			労働法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
		国際法	国際法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			国際法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
		基礎法	法哲学特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			法哲学特論B	2		○		○	※演習を含む。	
			法史学特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			法史学特論B	2		○		○	※演習を含む。	
		租税法	法人税法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			法人税法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
			所得税法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			所得税法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
			相続税法特論	2	○		○		※演習を含む。	
			消費税法特論	2		○		○	※演習を含む。	
		新領域	知的財産法特論A	2	○		○		※演習を含む。	
			知的財産法特論B	2		○		○	※演習を含む。	
			ジェンダーと	2	○		○		※演習を含む。	

			法特論							む。	
		研究指導	法学研究指導 1	演習	2	◎					
			法学研究指導 2		2		◎				
			法学研究指導 3		2			◎			
			法学研究指導 4		2				◎		
		論文執筆指導	法学修士論文執筆指導 1	演習	2		●				
			法学修士論文執筆指導 2		2			●			
			法学修士論文執筆指導 3		2				●		
		政治学領域科目	外書 政治学外国書講読		2		○		○		
		日本政治	政治思想史特論Ⅰ	講義	2	○		○		※演習を含む。	
			政治思想史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。	
			日本政治外交史特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。	
			日本政治外交史特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。	
			近代日本政治史特論		2	○		○		※演習を含む。	
			安全保障特論		2	○		○		※演習を含む。	
			政治学特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。	
			政治学特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。	
			政治過程特論Ⅰ		2	○		○		※演習を含む。	
			政治過程特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。	
			地方政治特論		2		○		○	※演習を含む。	
		公共政策	行政学特論Ⅰ	講義	2	○		○		※演習を含む。	
			行政学特論Ⅱ		2		○		○	※演習を含む。	
			公共管理特論		2		○		○	※演習を含む。	
			公共政策特論		2	○		○		※演習を含む。	
			政策評価特論		2		○		○	※演習を含む。	

				I							む。	
				政策評価特論		2		○		○	※演習を含む。	
				II								
				自治体政策特論		2	○		○		※演習を含む。	
				自治体法特論		2	○		○		※演習を含む。	
				I								
				自治体法特論		2		○		○	※演習を含む。	
				II								
				政策課題研究	演習	1	○		○			
				I								
				政策課題研究	演習	1		○		○		
				II								
			国際関係	国際関係特論		2	○		○		※演習を含む。	
				平和学特論		2	○		○		※演習を含む。	
				国際機構特論		2	○		○		※演習を含む。	
				国際移動特論		2		○		○	※演習を含む。	
				国際政治史特論		2		○		○	※演習を含む。	
				平和構築特論		2		○		○	※演習を含む。	
				現代国際関係と対外政策特論		2	○		○		※演習を含む。	
		国際開発	国際開発	開発と人類学特論	講義	2	○		○		※演習を含む。	
				国際開発特論		2	○		○		※演習を含む。	
				国際協力政策特論		2		○		○	※演習を含む。	
				社会開発特論		2		○		○	※演習を含む。	
				環境保全と国際社会特論		2		○		○	※演習を含む。	
	地域研究		地域研究	地域研究特論		2	○		○		※演習を含む。	
				I								
				地域研究特論		2		○		○	※演習を含む。	
				II								
				地域研究特論		2		○		○	※演習を含む。	
				III								
				地域研究特論		2		○		○	※演習を含む。	
				IV								
	研究			政治学研究指導 1	演習	2	◎					

		指導	政治学研究指導 2	2		◎				
			政治学研究指導 3	2			◎			
			政治学研究指導 4	2				◎		
		論文執筆指導	政治学修士論文執筆指導 1	2		●				
			政治学修士論文執筆指導 2	2			●			
			政治学修士論文執筆指導 3	2				●		

(30) 人文社会科学部 経済・経営学専攻 修士課程

◎必修科目 ○選択科目 ●自由科目

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	配当セメスター				摘要
				1	2	3	4	
研究共通科目	研究者基礎力養成	研究倫理	講義	1	◎			※メディア利用授業を含む。
		学術研究のための情報リテラシー	講義	1	○			※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。
		English as an International Academic Language I	演習	2	○		○	※講義を含む。
		English as an International Academic Language II	演習	2		○	○	※講義を含む。
	現代的課題	国際社会と平和	講義	1	○		○	※演習を含む。
		持続可能な社会	講義	1		○	○	※演習を含む。
		現代の危機管理	講義	1	○		○	※演習を含む。
		人工知能と現代社会	講義	1		○	○	※演習を含む。 ※メディア利用授業を含む。
		多言語社会のコミュニケーション	講義	1	○		○	※演習を含む。
		アーカイブズ学基礎	講義	2	○		○	※演習を含む。
	留学生支援	留学生のための日本語論文執筆法 1	演習	2	●			※講義を含む。
		留学生のための日本語論文執筆法 2	演習	2		●		※講義を含む。
	教職	教育開発論	講義	2	●		●	※演習を含む。

専攻固有科目	支援	現代教育の諸課題		講義	2		●		●	※演習を含む。
	総合科目	経済・経営学研究基礎		講義	2	◎				
	専門科目	経済学領域科目	経済理論	マクロ経済学特論Ⅰ	講義	2	○		○	
				マクロ経済学特論Ⅱ	講義	2		○		○
				ミクロ経済学特論Ⅰ	講義	2	○		○	
				ミクロ経済学特論Ⅱ	講義	2		○		○
		経済分析		計量経済学特論Ⅰ	講義	2	○		○	
				計量経済学特論Ⅱ	講義	2		○		○
				経済数学特論	講義	2	○		○	
				経済学史特論	講義	2	○		○	
				経済史特論Ⅰ	講義	2	○		○	
				経済史特論Ⅱ	講義	2		○		○
		経済政策		経済政策特論Ⅰ	講義	2	○		○	
				経済政策特論Ⅱ	講義	2		○		○
				財政学特論Ⅰ	講義	2	○		○	
				財政学特論Ⅱ	講義	2		○		○
				都市政策特論	講義	2	○		○	
				交通経済学特論	講義	2	○		○	
				環境経済学特論	講義	2	○		○	
				社会保障論特論	講義	2		○		○
				労働経済学特論	講義	2	○		○	
		応用		産業組織論特論	講義	2		○		○
				金融特論Ⅰ	講義	2	○		○	

				金融特論Ⅱ	講義	2		○		○	
				国際経済学特論	講義	2	○		○		
				貿易論特論	講義	2	○		○		
			研究指導	経済学研究指導1	演習	2	◎				
				経済学研究指導2	演習	2		◎			
				経済学研究指導3	演習	2			◎		
				経済学研究指導4	演習	2				◎	
			論文執筆指導	経済学修士論文執筆指導1	演習	2		●			
				経済学修士論文執筆指導2	演習	2			●		
				経済学修士論文執筆指導3	演習	2				●	
		経営学領域科目	組織・マネジメント	企業特論	講義	2	○		○		
				中小企業特論	講義	2		○		○	
				経営管理特論	講義	2	○		○		
				経営組織特論	講義	2	○		○		
				人的資源管理特論	講義	2		○		○	
				生産管理特論	講義	2		○		○	
			経営戦略	経営戦略特論	講義	2	○		○		
				情報戦略特論	講義	2		○		○	
				経営情報特論	講義	2	○		○		
				経営科学特論	講義	2	○		○		
				国際経営特論	講義	2	○		○		
				国際ビジネス戦略特論	講義	2		○		○	
				国際ベンチャー企業特論	講義	2		○		○	
			マ	マーケティング特論Ⅰ	講義	2	○		○		

		マーケティング	マーケティング特論Ⅱ	講義	2		○		○	
			マーケティング特論Ⅲ	講義	2	○		○		
			国際マーケティング特論	講義	2		○		○	
			マーケティング戦略特論	講義	2	○		○		
		会計・ファイナンス	会計学特論	講義	2	○		○		
			公企業会計特論	講義	2		○		○	
			企業会計特論	講義	2	○		○		
			管理会計特論	講義	2		○		○	
			経営財務特論Ⅰ	講義	2	○		○		
			経営財務特論Ⅱ	講義	2		○		○	
			金融機関特論	講義	2		○		○	
		研究指導	経営学研究指導1	演習	2	◎				
			経営学研究指導2	演習	2		◎			
			経営学研究指導3	演習	2			◎		
			経営学研究指導4	演習	2				◎	
		論文執筆指導	経営学修士論文執筆指導1	演習	2		●			
			経営学修士論文執筆指導2	演習	2			●		
			経営学修士論文執筆指導3	演習	2				●	

別表20 大学院授業科目の1単位あたりの授業時間数（第120条関係）

研究科	第1号関連	第2号関連
文学研究科	15時間 講義及び演習	
国際英語学研究科	15時間 講義及び演習	
心理学研究科	15時間 講義及び演習	30時間 実習
社会学研究科	15時間 講義及び演習	
法学研究科	15時間	

	講義及び演習	
経済学研究科	15時間 講義及び演習	
経営学研究科	15時間 講義及び演習	
工学研究科	15時間 講義及び演習	30時間 実習（演習を含む。）及び実験（演習を含む。）
スポーツ科学研究科	15時間 講義及び演習	
人文社会科学研究科	15時間 講義及び演習	30時間 実習（講義を含む。）

別表21 修了所要単位数（第122条関係）

研究科	博士課程の修了所要単位	
	博士前期課程（修士課程）及び修士課程の修了所要単位	博士後期課程の修了所要単位
文学研究科 日本文学・日本語文化専攻	指導教員の研究指導 8 単位を含め、合計32単位以上	指導教員の研究指導12単位を含め、合計12単位以上
文学研究科 歴史文化専攻	基盤科目 2 単位、専攻基礎科目 8 単位以上、専攻応用科目 8 単位以上及び研究指導 8 単位を含め、合計32単位以上	
国際英語学研究科 国際英語学専攻 英米文化学専攻	演習 8 単位を含めて合計30単位	
心理学研究科 実験・応用心理学専攻	＜実験心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上 ＜応用心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位、必修の実地演習科目 2 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上	指導教員の研究指導科目12単位を含め、合計20単位以上
心理学研究科 臨床・発達心理学専攻	＜臨床心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位、必修の実習科目 9 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上 ＜発達心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上	指導教員の研究指導科目12単位を含め、合計20単位以上
社会学研究科 社会学専攻	指導教員の演習を含む演習（調査演習及び調査実習を含む。）12単位以上、特殊講義	指導教員の演習12単位を含む演習16単位以上

	16単位以上の合計32単位以上	
法学研究科 法律学専攻	講義24単位以上、研究指導 8 単位、合計32単位以上	講義12単位以上、研究指導12 単位、合計24単位以上
経済学研究科 経済学専攻	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 特殊講義 8 単位以上 (2) 経済学基礎演習Ⅰ・Ⅱを除く演習12単位以上 (3) 特殊講義及び演習 (経済学基礎演習Ⅰ・Ⅱを含む。) 合計32単位以上	合計12単位以上の演習
経済学研究科 総合政策学専攻	必修の講義科目 4 単位及び指導教員の特殊研究 (演習) 8 単位を含め、合計30単位以上	指導教員の特別研究 (演習) 12単位を含め、合計20単位
経営学研究科 経営学専攻	指導教員の演習 8 単位を含め、合計32単位以上	必修の講義科目 4 単位及び指導教員の特殊研究12単位を含め、合計16単位以上
工学研究科 機械システム工学専攻 情報工学専攻	専攻基礎科目 4 単位以上、専門科目 8 単位以上及び研究指導科目 4 単位を含め、合計32 単位以上	
工学研究科 電気電子工学専攻	専攻基礎科目 4 単位以上及び研究指導科目 4 単位を含め、合計32単位以上	
工学研究科 工学専攻		専門科目 4 単位以上 (専門領域 2 単位以上を含む。)、研究指導科目12単位 (専門領域) を含め、合計16単位以上
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	必修科目22単位を含め、32単位以上	研究セミナー及び研究指導各12単位以上、合計28単位以上。ただし、優れた研究業績を上げた者で大学院博士課程に3年 (修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。) 以上在学して修了する者には、この規定は適用しない。
人文社会科学研究所 日本語日本文学専攻	研究科共通科目 1 単位以上 (必修科目 1 単位を含む)、専攻固有科目のうち、総合科目 5 単位以上 (必修科目 1 単位を含む)、専門科目20単位以上 (必修科目 8 単位を含む) を修得し、合計30単位以上修得すること。なお、総合科目のうち、日本語研究基礎、日本文学研究基礎から 2 単位、日本語研究特	

	論、日本文学研究特論から2単位を選択必修とする。	
人文社会科学研究科 言語文化専攻	研究科共通科目1単位以上（必修科目1単位を含む）、専攻固有科目のうち、総合科目6単位以上（必修科目6単位を含む）、専門科目20単位以上（必修科目8単位を含む）を修得し、合計30単位以上修得すること。	
人文社会科学研究科 歴史文化専攻	研究科共通科目1単位以上（必修科目1単位を含む）、専攻固有科目のうち、総合科目5単位（必修科目5単位）、専門科目16単位以上（必修科目8単位及び「日本史」科目群から4単位以上を含む）を修得し、合計30単位以上修得すること。	
人文社会科学研究科 法・政治学専攻	<法学領域（法学の学位を取得する者）> 研究科共通科目1単位以上（必修科目1単位を含む）、専攻固有科目のうち、総合科目2単位以上、専門科目の法学領域科目18単位以上（必修科目8単位を含む）を修得し、合計30単位以上修得すること。なお、総合科目のうち、法学研究基礎、政治学研究特論を必修とする。 <政治学領域（政治学の学位を取得する者）> 研究科共通科目1単位以上（必修科目1単位を含む）、専攻固有科目のうち、総合科目3単位以上、専門科目の政治学領域科目18単位以上（必修科目8単位を含む）を修得し、合計30単位以上修得すること。なお、総合科目のうち、政治学研究基礎、法学研究特論を必修とする。	
人文社会科学研究科 経済・経営学専攻	<経済学領域（経済学の学位を取得する者）> 研究科共通科目1単位以上（必修科目1単位を含む）、専攻固有科目のうち、総合科目2単位（必修科目2単位）、専門科目の経済学領域科目18単位以上（必修科目8単位を含む）を修得し、合計30単位以上修得すること。	

	<経営学領域（経営学の学位を取得する者）> 研究科共通科目 1 単位以上（必修科目 1 単位を含む）、専攻固有科目のうち、総合科目 2 単位（必修科目 2 単位）、専門科目の経営学領域科目 18 単位以上（必修科目 8 単位を含む）を修得し、合計 30 単位以上修得すること。	
--	---	--

別表22 大学院の教育職員免許状（第125条第2項関係）

研究科名	専攻名	認定を受けた免許状の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
文学研究科	日本文学・日本語文化専攻	国語	国語 書道
	歴史文化専攻	社会	地理歴史
国際英語学研究科	国際英語学専攻 英米文化学専攻	外国語（英語）	外国語（英語）
心理学研究科	実験・応用心理学専攻 臨床・発達心理学専攻	—	公民
社会学研究科	社会学専攻	社会	公民
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	—	商業
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	保健体育	保健体育
人文社会科学研究科	日本語日本文学専攻	国語	国語 書道
	言語文化専攻	外国語（英語）	外国語（英語）
	歴史文化専攻	社会	地理歴史

中京大学学位規程（案）

1969年4月1日制定

〔注〕2007年4月から改正沿革を付記した。

改正	2007年4月1日	2009年4月1日
	2010年4月1日	2011年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2014年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2017年4月1日
	2018年4月1日	2018年10月24日
	2019年4月1日	2020年2月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2024年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、中京大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項について、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるほかこの規程に定めることを目的とする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称及び英語表記は、次のとおりとする。

（1） 学士

学部名	学科名	専攻分野の名称	英語表記
文学部	日本文学科	文学	Bachelor of Arts in Letters
	言語表現学科		
	歴史文化学科		
国際英語学部	国際英語学科	国際英語学	Bachelor of Arts in World Englishes
	英米文化学科	英米文化学	Bachelor of Arts in British and American Cultural Studies
国際教養学部	国際教養学科	国際教養学	Bachelor of Arts in International Liberal Studies
国際学部	国際学科	国際学	Bachelor of Arts in Global Studies
	言語文化学科		
心理学部	心理学科	心理学	Bachelor of Arts in Psychology
現代社会学部	現代社会学科	社会学	Bachelor of Arts in

			Sociology
法学部	法律学科	法学	Bachelor of Arts in Law
総合政策学部	総合政策学科	総合政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
経済学部	経済学科	経済学	Bachelor of Arts in Economics
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Management
工学部	機械システム工学科	工学	Bachelor of Science in Engineering
	電気電子工学科		
	情報工学科		
	メディア工学科		
スポーツ科学部	スポーツ教育学科	スポーツ科学	Bachelor of Science in Health and Sport Sciences
	競技スポーツ科学科		
	スポーツ健康科学科		
	トレーナー学科		
	スポーツマネジメント学科		

(2) 修士

研究科名	専攻名	専攻分野の名称	英語表記
文学研究科	日本文学・日本語文化専攻	文学	Master of Arts in Letters
	歴史文化専攻		
国際英語学研究科	国際英語学専攻	国際英語学	Master of Arts in World Englishes
	英米文化学専攻	英米文化学	Master of Arts in British and American Cultural Studies
心理学研究科	実験・応用心理学専攻	心理学	Master of Arts in Psychology
	臨床・発達心理学専攻		
社会学研究科	社会学専攻	社会学	Master of Arts in Sociology
法学研究科	法律学専攻	法学	Master of Arts in Law
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Arts in Economics
	総合政策学専攻	総合政策学	Master of Arts in Policy Studies
経営学研究科	経営学専攻	経営学	Master of Arts in Management
工学研究科	機械システム工学専攻	工学	Master of Science in

	電気電子工学専攻		Engineering
	情報工学専攻		
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学	Master of Science in Health and Sport Sciences
人文社会科学研究科	日本語日本文学専攻	文学	Master of Arts in Literature
	言語文化専攻	言語文化	Master of Arts in Linguistics and Cultural Studies
	歴史文化専攻	歴史文化	Master of Arts in History and Culture
	法・政治学専攻	法学又は政治学	Master of Arts in Law
			Master of Arts in Political Science
	経済・経営学専攻	経済学又は経営学	Master of Arts in Economic
			Master of Arts in Management

(3) 博士

研究科名	専攻名	専攻分野の名称	英語表記
文学研究科	日本文学・日本語文化専攻	文学	Doctor of Philosophy in Letters
心理学研究科	実験・応用心理学専攻	心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
	臨床・発達心理学専攻		
社会学研究科	社会学専攻	社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
法学研究科	法律学専攻	法学	Doctor of Philosophy in Law
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Philosophy in Economics
	総合政策学専攻	総合政策学	Doctor of Philosophy in Policy Studies
経営学研究科	経営学専攻	経営学	Doctor of Philosophy in Management
工学研究科	工学専攻	工学	Doctor of Philosophy in Engineering
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学	Doctor of Philosophy in Health and Sport Sciences

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第99条の規定により、卒業を認定された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、学則第149条の規定により、博士前期課程又は修士課程の修了を認定された者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、学則第150条の規定により、博士課程の修了を認定された者に授与する。

2 前項に規定する者のほか、博士の学位は、学則第151条第2項に規定する者に授与する。

(修士論文等)

第6条 修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）は、専攻分野における精深な学識及び研究能力を証示するに足りるものでなければならない。

(修士論文等の提出)

第7条 第4条の規定により修士の学位を得ようとする者は論文4通に学位授与申請書（別紙様式1）1通、論文要旨（別紙様式5）1通及び履歴書（別紙様式6）1通を添えて、在学中に当該研究科長に提出するものとし、その時期は1月9日から同月18日までの間の5日間とする。ただし、当該研究科が9月修了を認める場合には、前記に加えて6月9日から同月18日までの間の5日間を提出期間とすることができる。

2 修士論文は、1編とする。

(博士論文)

第8条 本学大学院の博士後期課程を1年以内に修了する見込みの者は、あらかじめ論文の計画について指導教授の承認を得て博士論文を提出することができる。

2 博士論文は、専攻分野について研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証示するに足りるものでなければならない。

(博士論文の提出)

第9条 第5条第1項の規定により博士の学位を得ようとする者は、論文5通に学位授与申請書（別紙様式2）1通、研究業績目録（別紙様式4）1通、論文要旨（別紙様式5）4通及び履歴書（別紙様式6）1通を添え、博士後期課程在学中に当該研究科長に提出するものとする。なお、論文及び論文要旨については、電子データの提出を含むものとする。

2 第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者は、論文5通に学位授与申請書（別紙様式3）1通、研究業績目録（別紙様式4）1通、論文要旨（別紙様式5）4通、履歴書（別紙様式6）1通及び別表1に定める学位審査手数料を添え、当該研究科長の承認を得て、学長に提出するものとする。なお、論文及び論文要旨については、電子データの提出を含むものとする。

3 研究科長が前項に規定する承認を与えるに当たっては、当該研究科委員会に諮り、研究経歴、研究業績等について検討を加えなければならない。

4 博士論文は、1編とし、必要により参考文献を添付することができる。ただし、共著の参考文献については、共著者の同意書を添付するものとする。

(博士論文及び学位審査手数料の返付)

第10条 提出した博士論文及び納付した学位審査手数料は、返付しない。

(学位審査委員会)

第11条 修士論文等又は博士論文を受理したときは、研究科委員会は、当該研究科に所属する専任大学教員の中から3人以上の学位審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。

2 学位審査委員会は、修士論文等又は博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認に関する事項を担当する。学位審査委員のうち1人を主査とし、その他の者を副査とする。

3 特に必要のあるときには、本学大学院の他の研究科又は研究機関及び他大学大学院又は研究機関の教員等を学位審査委員会に加えることができる。ただし、この項の規定による学位審査委員は、定足数に算入せず、かつ、票決に加わらないものとする。

(修士論文等の審査及び最終試験並びにその期間)

第12条 修士論文等の審査及び最終試験は、当該研究科の学位審査委員会により行う。

2 修士の最終試験は、修士論文等の審査が終わった後に、筆記又は口頭により、修士論文等の内容を中心とし、学識及び研究能力について審査するものとする。

3 前2項及び第7条に規定する修士論文等の提出及び審査並びに最終試験の実施要項については、あらかじめこれを公示する。

4 修士論文等の審査及び最終試験は、論文提出者の在学期間中に終了するものとする。

(博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認並びにその期間)

第13条 博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、当該研究科の学位審査委員会により行う。

2 博士の最終試験は、博士論文の審査が終わった後に、筆記又は口頭により、博士論文の内容及びこれに関連する科目の学識及び研究能力について審査するものとする。

3 第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者に対しては、博士論文の審査及び最終試験のほか、さらに専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するものとする。

4 前項に規定する学力の確認のための試験の科目には、外国書講読を含めることができる。

5 博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の審議を経て、その期間を延長することができる。

(学力の確認の免除)

第14条 研究科委員会が、第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者の経歴及び研究業績により学力の確認を行い得ると認めたときは、学力の確認のための試験の一部又は全部を免除することができる。

2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、退学後3年以内に限り、学力の確認を免除する。

(可否の決定)

第15条 学位審査委員会は審査の概要を記した書面を付して、所定の学位審査報告書を研究科委員会に提出し、研究科委員会はその報告に基づいて、可否を審議決定する。ただし、学位審査委員会において一致した決定が得られなかった場合には、学位審査報告書に少数意見を付記するものとする。

2 学位の審査を行うためには、当該研究科委員会の構成員総数の3分の2以上の出席を必要とし、合格の決定には、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 学位審査委員会は、研究科委員会の構成員に対して審査した博士論文を公示しなければならない

ない。公示の期間は、1週間を下らないものとし、かつ、公示期間の始まる1週間前までに、研究科委員会の構成員に対して博士論文提出者の氏名、博士論文の題目、公示の期日・場所その他必要な事項を書面によって通知するものとする。

（学長への結果報告）

第16条 学部長は、卒業所要資格を得た者を学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、修士論文等及び博士論文の審査の結果並びに最終試験の結果を速やかに学長に報告しなければならない。この場合、修士論文等及び博士論文の審査並びに最終試験の結果の概要、学力の確認の結果の概要並びに履歴書を各1通添付するものとする。

（学位授与及び学位記の交付と登録）

第17条 学長は、学部長及び研究科長の報告に基づき学位を授与すべき者に学位記（別紙様式7）を交付して学位を授与し、学士授与者については卒業者名簿に、修士及び博士授与者については学位授与者名簿に登録する。また、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

4 第1項に規定する学位の授与日については、卒業式の実施日とする。

5 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者の学位の授与日については、合格が審議決定された研究科委員会の開催月の最終日とすることができる。

（博士論文の公表）

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与された日以前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科委員会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科委員会は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。なお、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由が解消されたときは、速やかに当該博士論文の全文を公表しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 当該博士の学位を授与された日以後に公表する場合は、中京大学審査学位論文と明記するものとする。

（学位論文の保存）

第19条 修士の学位を授与した修士論文等の原本並びに博士の学位を授与した博士論文の原本及び博士論文の電子データは、本学図書館に保存するものとする。

（博士論文の送付）

第20条 学長は、博士の学位を授与した博士論文の電子データを、当該博士の学位を授与した日から1年以内に、所定の手続に従い、国立国会図書館へ送付するものとする。なお、国立国会図書館に送付された博士論文の電子データは、国立国会図書館に保存されるとともに、利用に供されるものとする。

（博士論文の要旨の公表）

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその博士論文の内容の要旨及び博士論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位の取消し）

第22条 学長は、学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該教授会又は当該研究科委員会の審議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

- （1） 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき。
- （2） 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき。

（研究科の専管事項）

第23条 この規程に定めるもののほか、修士論文等及び博士論文の審査並びに最終試験並びに学力の確認に関して必要な事項は、研究科委員会で定める。

（規程の改廃）

第24条 この規程の改廃は、教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附則〔略〕

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

学位授与申請者の内訳	学位審査手数料（円）
第10条第1項による博士（課程博士）の学位授与申請者	0
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、本学博士後期課程を単位修得満期退学後3年以内のもの	0
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、本学博士後期課程を単位修得満期退学後3年を超えるもの	57,000
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、本学専任教職員であるもの	100,000
第10条第2項による博士（論文博士）の学位授与申請者で、前記のいずれにも当たらないもの	150,000

別紙様式1～別紙様式7〔略〕

中京大学教職課程履修規程（案）

2010年4月1日制定

改正	2011年4月1日	2012年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2015年4月1日	2016年4月1日
	2018年4月1日	2019年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2024年4月1日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 中京大学（以下「本学」という。）の教職課程の履修に関する事項は、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 教職課程

（目的）

第2条 教職課程は、本学の建学の精神を体し、幅広い教養及び学問的資質並びに教職に対する高度の識見を備えた専門職としての教員を養成するため、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき、基礎資格（学士及び修士の学位）を有する者（見込みの者を含む。）等に、所定の授業科目を履修させることによって教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得させることを目的とする。

第3章 認定免許状

（学部において取得できる免許状）

第3条 学部において取得することのできる免許状は、中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状とする。

2 前項の規定により文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受けている免許状は、次の表のとおりとする。

学部	学科	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
文学部	日本文学科	国語	国語
	言語表現学科		書道
	歴史文化学科	社会	地理歴史
国際英語学部	国際英語学科	外国語（英語）	外国語（英語）
国際教養学部	国際教養学科	社会	地理歴史 公民
国際学部	言語文化学科	外国語（英語）	外国語（英語）
心理学部	心理学科	社会	公民
現代社会学部	現代社会学科	社会	公民
法学部	法律学科	社会	公民
総合政策学部	総合政策学科	社会	地理歴史 公民
経済学部	経済学科	社会	地理歴史 公民 商業
経営学部	経営学科	社会	地理歴史 公民 商業

工学部	電気電子工学科	—	工業
スポーツ科学部	スポーツ教育学科 競技スポーツ科学科 スポーツ健康科学科 トレーナー学科 スポーツマネジメント学科	保健体育	保健体育

(介護等体験)

第4条 中学校教諭1種免許状の取得については、法令で定める介護等体験をしなければならない。

介護等体験に関することは、「学生便覧」及び「介護等体験ガイドブック」に記載する。

(大学院において取得できる免許状)

第5条 大学院において取得することのできる免許状は、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状とする。

2 前項に規定する免許状の取得は、大学を卒業し、中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を取得し、かつ、大学院において修士の学位を取得しなければならない。

3 前項の規定により認定を受けている免許状は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人文社会科学研究科	日本語日本文学専攻	国語	国語 書道
	言語文化専攻	外国語（英語）	外国語（英語）
	歴史文化専攻	社会	地理歴史
心理学研究科	実験・応用心理学専攻 臨床・発達心理学専攻	—	公民
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	保健体育	保健体育

第4章 授業科目及び単位

(授業科目)

第6条 授業科目は、教職共通科目、教科に関する科目及び教職に関する科目に区分する。

(教職共通科目及び単位)

第7条 教職共通科目及び単位は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第66条の6に規定する授業科目及び単位のことをいい、次のとおりとする。

(1) 日本国憲法 2単位

(2) 体育 2単位

(3) 外国語コミュニケーション 2単位

(4) 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位

(教科に関する科目及び単位)

第8条 教科に関する科目及び単位は、認定を受けている免許状を取得できる学部及び研究科において定める。

(教職に関する科目及び単位)

第9条 教職に関する科目及び単位は、免許法施行規則第4条及び第5条に規定する科目区分に従い、教養教育研究院において定める。

2 教職実践演習（中・高）の履修に当たっては、所定の期間内に本学指定の「教職課程履修カルテ」に必要事項を記入し、教職センターに提出しなければならない。

3 教科教育法及び教育実習については、認定を受けている免許状を取得できる学部において定める。

第5章 履修

（教職課程の履修登録）

第10条 教職課程の履修登録は、原則として学部2年生から行うことができる。

（教職課程の履修手続）

第11条 教職課程の履修手続は、所定の期間内に本学指定の申込用紙に必要事項を記入し、別に定める教職課程履修登録費を添えて申し込まなければならない。教職課程の履修については、「学生便覧」に記載する。

（教職課程の履修継続手続）

第12条 教職課程の履修継続手続は、所定の期間内に本学指定の申込用紙に必要事項を記入し、別に定める教職実習履修費を添えて申し込まなければならない。教職課程の履修については、「学生便覧」に記載する。

第6章 教育実習

（教育実習の履修要件）

第13条 教育実習の履修要件は、教職センターが実施するマナー研修を受講済みであることを条件として、次の表のとおりとする。

学部（学科）	免許状の種類		3年生終了時の卒業所要 単位の修得単位数	教科教育法及び教職に関 する科目の修得科目数
文学部	中学校教諭1種	国語	90単位以上	国語科教育法Ⅰ・Ⅱを含む6科目以上を修得
		社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	国語	90単位以上	国語科教育法Ⅰを含む5科目以上を修得
		書道	90単位以上	書道科教育法を含む5科目以上を修得
		地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
国際英語学部	中学校教諭1種	外国語（英語）	90単位以上	英語科教育法ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBを含む8科目以上を修得
	高等学校教諭1種	外国語（英語）	90単位以上	英語科教育法ⅠA・ⅠBを含む6科目以上を修得
国際教養学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
		公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
国際学部	中学校教諭1種	外国語（英語）	90単位以上	英語科教育法Ⅰ・Ⅱを含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	外国語（英語）	90単位以上	英語科教育法Ⅱを含む5科目以上を修得
心理学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含

		教諭 1 種			む 5 科目以上を修得
現代社会学部		中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む 6 科目以上を修得
		高等学校教諭 1 種	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む 5 科目以上を修得
法学部		中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む 6 科目以上を修得
		高等学校教諭 1 種	公民	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む 5 科目以上を修得
総合政策学部		中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む 6 科目以上を修得
		高等学校教諭 1 種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む 5 科目以上を修得
			公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む 5 科目以上を修得
経済学部		中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む 6 科目以上を修得
		高等学校教諭 1 種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む 5 科目以上を修得
			公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む 5 科目以上を修得
			商業	90単位以上	商業科教育法を含む 5 科目以上を修得
経営学部		中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む 6 科目以上
		高等学校教諭 1 種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む 5 科目以上を修得
			公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む 5 科目以上を修得
			商業	90単位以上	商業科教育法を含む 5 科目以上を修得
工学部		高等学校教諭 1 種	工業	90単位以上	工業科教育法を含む 5 科目以上を修得
スポーツ科学部	スポーツ教育学科	中学校教諭 1 種	保健体育	100単位以上	体育科教育法 I B 及び保健科教育法 I B を含む 8 科目以上を修得
		高等学校教諭 1 種	保健体育	100単位以上	体育科教育法 I B 及び保健科教育法 I B を含む 8 科目以上を修得

競技スポーツ 科学科 スポーツ健康 科学科 トレーナー学 科 スポーツマネ ジメン ト学科	中学校教諭 1 種	保健体育	100単位以上	体育科教育法Ⅰ及び保健科教育法Ⅰを含む 8 科目以上を修得
	高等学校教諭 1 種	保健体育	100単位以上	体育科教育法Ⅰ及び保健科教育法Ⅰを含む 8 科目以上を修得

(教育実習の単位の認定)

第14条 教育実習の単位は、中学校教諭 1 種免許状が 5 単位、高等学校教諭 1 種免許状が 3 単位とし、そのうちの 1 単位を教育実習事前事後指導とする。これに出席しなければ教育実習の単位を認定することができない。また、中学校教諭 1 種免許状及び高等学校教諭 1 種免許状の両方を取得した場合、中学校教諭 1 種免許状を基準として 5 単位とする。

第 7 章 科目等履修生

(科目等履修生による教職課程の履修)

第15条 科目等履修生による教職課程の履修は、次のとおりとする。

- (1) 本学卒業生又は本学を卒業した本学大学院学生で、在学中に教職課程の履修をしたものについて、本学卒業生にあっては在学学部が認定を受けている免許状の種類の教職課程に、本学大学院学生にあっては在学学部が認定を受けている免許状の種類及び当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類の教職課程に限定されることを条件に、「中京大学科目等履修生に関する規程」に基づき当該教職課程の履修を認める。ただし、在学中に教職課程の履修をした学年により、別に定める教職実習履修費を徴収する。
- (2) 本学卒業生又は本学を卒業した本学大学院学生で、在学中に教職課程の履修をしなかったものについて、本学卒業生にあっては在学学部が認定を受けている免許状の種類の教職課程に、本学大学院学生にあっては当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類の教職課程に限定されることを条件に、「中京大学科目等履修生に関する規程」に基づき当該教職課程の履修を認めることができる。当該教職課程の履修を認める場合は、別に定める教職課程登録費及び教職実習履修費を徴収する。
- (3) 他大学を卒業した本学大学院学生については、当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類の教職課程に限定されることを条件に、「中京大学科目等履修生に関する規程」に基づき当該教職課程の履修を認めることがある。当該教職課程の履修を認める場合は、別に定める教職課程履修登録費及び教職実習履修費を徴収する。
- (4) 履修制限単位数は、1 年間30単位とする。
- (5) 教育実習の履修については、前年度末における第13条に規定する該当学部の教育実習の履修要件を準用する。

(科目等履修料)

第16条 科目等履修料については、学則第21条の規定に従って徴収する。ただし、本学大学院学生については、免除とする。

第 8 章 免許状の申請及び授与

(免許状の申請及びその手続)

第17条 学部の免許状の申請については、次の全てに該当する学生からの申込みにより、本学で取りまとめて愛知県教育委員会へ一括申請する。ただし、科目等履修生として申請資格のある者は、個人による申請となる。

- (1) 教職課程を履修していること。

- (2) 所定の教科に関する科目及び教職に関する科目を修得できる見込みがあること。
- (3) 学士の学位を取得できる見込みがあること。
- (4) 法令で定める介護等体験をしたことを示す証明書を取得していること。(中学校教諭1種免許状を取得する場合に限る。)
- 2 大学院の免許状の申請については、次の全てに該当する学生からの申込みにより、本学で取りまとめて愛知県教育委員会へ一括申請する。
- (1) 中学校教諭1種免許状取得者又は高等学校教諭1種免許状を取得していること。
- (2) 修士の学位を取得できる見込みがあること。
- 3 前項に規定する者のうち第15条第1号から第3号までの規定により中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状の申請資格を取得した本学大学院学生については、前項と同様とし、申請する免許状は、当該教科の専修免許状とする。
- (免許状の授与)

第18条 前条の規定により申請がなされた者には、愛知県教育委員会から免許状が授与される。ただし、次のいずれかに該当する者には、授与されない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法(昭和21年憲法)施行の日以降において同憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第9章 規程の改廃

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教職センター委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 第3条第2項及び第13条は心理学部に限り、2014年度入学生から適用し、2013年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。

- (1) 第3条第2項 学部において取得できる免許状

学部	学科	認定を受けた免許状の種類	
		中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状
心理学部	心理学科	社会	公民
		特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者)	

- (2) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類	3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数及び教職に関する科目の修得科目と科目数
心理学部	中学校1種	90単位以上及び社会科教育法と社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校1種	90単位以上及び社会・公民科教育法を含む5科目以上を

		修得
	特別支援 1 種	90単位以上及び原則として中学校又は高等学校の教育実習を終えた後でなければ特別支援学校の障害児教育実習は履修できない。

附 則

- この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 第3条第2項及び第13条は現代社会学部に限り、2015年度入学生から適用し、2014年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。
 - 第3条第2項 学部において取得できる免許状

学部	学科	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 1 種免許状	高等学校教諭 1 種免許状
現代社会学部	現代社会学科	社会	地理歴史 公民 福祉

(2) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類		3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数	教職に関する科目の修得科目及び修得科目数
現代社会学部	中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭 1 種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
		公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
		福祉	90単位以上	福祉科教育法を含む5科目以上を修得

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 第3条第2項及び第13条は法学部に限り、2019年度入学生から適用し、2018年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。
 - 第3条第2項 学部において取得できる免許状

学部	学科	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 1 種免許状	高等学校教諭 1 種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民

(2) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類	3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数	教職に関する科目の修得科目及び修得科目数
----	--------	---------------------	----------------------

法学部	中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む 6 科目以上を修得
	高等学校教諭 1 種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む 5 科目以上を修得
		公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む 5 科目以上を修得

- 3 第 5 条第 3 項は社会学研究科に限り、2019年度入学生から適用し、2018年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。

(1) 第 5 条第 3 項 大学院において取得できる免許状

研究科	専攻	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
社会学研究科	社会学専攻	社会	公民 福祉

附 則

この規程は、2020年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第13条はスポーツ科学部に限り、2021年度入学生から適用し、2020年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。

(1) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類		3 年生終了時の卒業所要単位の修得単位数	教科教育法及び教職に関する科目の修得科目数
スポーツ科学部	中学校教諭 1 種	保健体育	100単位以上	体育科教育法 I B 及び保健科教育法 I B を含む 8 科目以上を修得
	高等学校教諭 1 種	保健体育	100単位以上	体育科教育法 I B 及び保健科教育法 I B を含む 8 科目以上を修得

附 則

- 1 この規程は、2022年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条は2022年度入学生から適用し、2021年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。
- (1) 日本国憲法 2 単位
- (2) 体育 2 単位
- (3) 外国語コミュニケーション 2 単位
- (4) 情報機器の操作 2 単位

附 則

- 1 この規程は、2024年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 3 項は、人文社会科学研究科に限り、2024年度入学生から適用し、2023年度以前の文学研究科、国際英語学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科及び経営学研究科の入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。

研究科	専攻	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭	高等学校教諭

		専修免許状	専修免許状
文学研究科	日本文学・日本語文化 専攻	国語	国語 書道
	歴史文化専攻	社会	地理歴史
国際英語学研究科	国際英語学専攻 英米文化学専攻	外国語（英語）	外国語（英語）
社会学研究科	社会学専攻	社会	公民
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	—	商業